### 後 日 本の 製 粉工業(下)

戦

従属的国家独占資本による再編過程

中

内

清

国家による原麦売却方式をつうじての集積・集中促進政策 商社による系列化

「開放経済体制」下の製粉工業「近代化」政策 独占資本による「近代化」論

2 政府による「近代化」政策

 $\widehat{\mathbf{1}}$ 食品コンピナート

ŧ. 2 び

三、輸入小麦の増加過程における製粉工業政策の転換

1 委託加工方式下の製粉工業抑制・整理

なわれる。しかし、戦後、製粉工業の委託加工方式にみられる 自由競争下では、企業間競争は生産諸条件を基礎に直接おこ

ごとく、企業活動が政府の統制下にあるばあい、企業間競争は

三三

原料麦編成替 輸入小麦と独占資本の再生 輸入小麦と製粉工業

ľ

め

1=

二、食糧危機下の製粉工業育成 食糧統制(委託加工方式)と製粉工業

三、輸入小麦の増加過程における製粉工業政策の転換 委託加工方式下の製粉工業育成(以上二三巻三号)

委託加工方式下の製粉工業抑制・整理 原麦「買取加工論」の抬頭

原料麦編成替後の中小企業の没落 中小企業の没落・

製粉資本の蓄積と原麦割当方式の変遷

「高度経済成長」期の製粉資本の集積・集中 米作・酪農と製粉工業

1 製粉資本の蓄積

戦後日本の製粉工業(下)

中小企業整理政策

和二二、三年に過剰能力をかかえていた。 製粉工業は、すでにみたとおり、企業間格差は大きく、 直接的でなく、国家政策を媒介にしておこなわれる。すなわち、 統制下でなければ、 かつ昭

おこなわれていたであろう。しかし、原料政府統制下で、加工 原麦編成替を背景に、大企業による小企業の駆逐はより急速に (利潤)は程度の差はあれ保障されている委託加工方式とい

に、昭和二三~四年以降、製粉能力の抑制・整理策をとらしめ う条件下では、 企業間競争は 直接的ではない。 しかし、 る条件が生れた。すなわち、 る小麦輸入量の増加、国内産米麦量の増加、またドッジ・ライ 余剰麦と対日占領政策の転換によ

二四米穀年度の麦類、 これにつづいて、麦類と小麦粉の配給辞退量も増加した。 がおこった。 昭和二三年末より、いも類の配給辞退が増加し、 および小麦粉の配給辞退量は一万五、〇 昭和

での米の出回量の増加などによって、米以外の食糧の配給辞退

ン下の不況と低農産物価格政策などによる農家の窮迫販売など

低価格小麦粉を供給し、米価を圧迫し、低米価低賃銀政策を推 政府は、少数の大工場の操業度を高め、加工賃を低く保ち、

機は必ず設備する。

必要ある地域では、新増設の決済を本省でおこなう。原料精選

○トンとなり、計画量の一一・六%を占めた。

○○トンで配給計画量の六%、二五米穀年度は三七万八、○○

行するためにも、 整理はほとんどおこなわれず、 財政的にも零細製粉工場を整理する必要が生じた。政策上は、 企業間の生産諸条件の差を統制下で作用させる)、 また、ドッジ・ラインの緊縮財政政策下で、 新増設の抑制、 小麦粉品質の向

> 原麦の大企業への割当集中政策が積極的にとられたのである。 政府の当時の製粉工業政策は、 まずこの方針を中心に、整理・淘汰政策をみよう。 原麦売却方針にあらわれてい

針として、「製品品質の向上および不正防止」のため、粗悪製品

政府はすでに、昭和二二年六月中旬には、二二年産麦割当方

J・『雪を『――・トン未満の零細工場は契約を解除されている。 (63) の加工割当を増加するなどを決定している。また、同年、一・五工割当の停止または削減、および優良品をだした工場には原料工 力・新増設抑制問題が最初に公的機関で重要議題として とり をだした工場、 および不正をなした工場にたいしては原料の しかし、

おこなわれたといわれる。穀類加工審議会では、その後七月以ここでは新増設を認めるべき優秀工場の定義をめぐって論議が 農林省で許可をえたもののみとする。内麦加工工場で逆輸送の している。これによると新増設(改良)工場は、 降、新増設抑制問題を検討し、八月に政府は抑制の方針を決定 あげられたのは昭和二三年四月一日の穀類加工審議会である。 (d) 原則として、

び電力の斡旋はおこなわない。 認めない。 条件、信用度の良い工場について考慮する。 するも資金資材の現状よりして、 今後の新増設加工工場にたいしては、資金資材およ 高速度製粉工場は麬分離機の設置を必要と 小型ロール製粉工場については 能力五〇馬力以上 ただし能力増加は の

能力の増加は認めない。

しかし工場設備補修については考慮す

戦後日本の製粉工業(下)

八六、三等粉加工賃は七〇~七一となっている。昭和二四年四

一等粉加工賃一〇〇にたいして、二等粉加工賃は八二~

賃では、一等粉加工賃を一○○とすれば、二等粉加工賃は九一、賃の等級間格差拡大策がとられた。 昭和二三年七月改訂の加工

またこの新増設抑制・製品品質重視の一環として、小麦粉加工

三等粉加工賃は八二であったが、昭和二四年七月改訂の加工賃

では、

る。基準以下の小工場の企業合同は認めない。自己資金およびる。基準以下の小工場の企業合同は認めない。歩留六○%—九二ばあい、原料および資材の割当は認めない。歩留六○%—九二手持資材で新増設(高速度の麬分離装置を除く)をおこなった

劣悪設備の製粉工場を整理する政策がもられている。 工場にたいしては割当削減、または契約解除をおこなうなどの 優良品を期限内に納入する工場への次期割当量の増加と、不良 取立てをおこなうなどの品質格差政策が強化されており、常時 賃、三等粉と不合格製品にたいしては加工賃の削減、賠償金の る。 工賃が廃止(規定歩留の範囲内での品質向上)されたことにあ 限は厳守する、などがあげられているが、特徴的な点は超過加 質の製品を生産する、 においてすでにこの方針の一部は実現している。 降加工の廿三年産内地産及び輸入麦類及雑穀の加工実施要領」) 七月一日以降の麦類加工実施要領(「昭和廿三年七月一 さらに加工賃は二等粉を標準にして、一等粉には報奨加工 原穀配給は原則としておこなわず加工期 まず、均一良 日 以

### (表26) 小麦粉等級別加工賃

### (小麦紛裸22kg)

	(3×20	) ·3	· 久 1)	) <del>1</del>	似人刀	小加工具			(小文初保22元)
年	工場分類	原	料	種	類	1 等	粉	2 等 粉	3 等 粉
	1 —(1)	内外			麦麦	円 25.60 27.65		円 23.30 25.15	円 21.00 22.65
昭和	1(2)	外産	玉玉	蜀	黍	28.60		25.70	
和二三年七月	2 —(1) 2 —(2)	内 外 外 産	王玉	蜀	麦麦黍	30.60 33.40 34.10		27.85 30.40 30.70	25.10 27.40
月	3	内 外 産	歪 玉	蜀	麦麦黍	34.35 35.30 36.00	· · ·	30.90 31.80 32.40	 
昭和二	中央割場	内外外内	至 玉	蜀蜀	麦麦黍黍	24.50 27.40	合 格 "	21.40 23.40 28.95 32.25	17.40 19.40
四年七月	そエ の 他場	内外内外	至 玉	蜀蜀	麦麦黍黍	31.60 33.60	合 格 //	26.90 28.85 35.75 39.05	22.15 24.15

月から、 けられた。 表27のとうりである。 距離で、荷役の便が良く、技術的に優秀とされるものを中央工 となった。 なにをもたらすかは明白であろう。 加工比率の傾向は同じである。 じて一等粉比率が高くなるが、この工場規模別の等級別小麦粉 は二一・五%である。 五八•三%、 粉比率は四一・二%であるが、工場分類別にみれば、一― 同じく二三年七月より、製粉工場が中央工場と一般工場に分 二五年六月までの工場分類別・等級別小麦粉生産量は これによって政府の差別政策はさらに徹底的なもの すなわち、工場に側線または引込線が有り、駅より近 一一口は三三·五%、二一Hは三一·九%、二一口 外麦を原料とするばあい、 内麦を例にとれば、 小麦粉等級別加工賃格差拡大が 全工場平均 全規模をつう <del>(</del>)が

### (表27) 工場分類別・等級別小麦紛生産割合

原

(単位・トン)

医患	小麦等級数	I	場	分	類	合 計
原 友	級数	1 (1)	1 — (2)	2 — (1)	2 - (2)	合 計
国	一等粉	97,162( 58.3)	2,044(33.5)	67,565( 31.9)	9,135( 21.5)	175,906( 41.2)
内	二等粉他	69,539(41.7)	4,058(66.5)	144.371( 68.1)	33,138( 78.5)	251,106( 58.8)
産	計	166,701(100.0)	6,102(100.0)	211,936(100.0)	42,273(100.0)	427,012(100.0)
外	一等粉	676,794( 70.7)	6,336(50.0)	115,394( 48.7)	34,254( 32.3)	832,778( 63.4)
国	二 等粉 他	281,107( 29.3)	6,332(50.0)	121,650( 51.3)	71,793( 67.7)	480,882( 36.6)
産	Ħ	957,901(100.0)	12,668(100.0)	237,044(100.0)	106,047(100.0)	1,313,660(100.0)
	合 計	1,124,604	18,770	448,980	148,320	1,740,672

『麦類政府委託加工工場実態調査報告』食糧庁, 昭和26.3.1. P.3

註 工場分類は表16参照

準能力の三二%強、

加工実績では四六%を占めている。

三五工場で全工場数の一・二%、全設備能力の二〇%、

当集中政策である。

昭和二四年一月一日現在の中央割当工

一場は

和二四年七月~一 二月)、八一 ・ 六%(昭和二五年一月以降)

中央割当工場の加工賃は一般工場の加工賃の八四・八%

(R)

と低位に定められた。しかし加工賃算定の基礎とする操業率は

すなわち原麦割当量は多かった。

政府の少数工場への割

割当てを受け、

在県のみならず、

場とし食糧管理局より直接、原料を割当てられ、製品は工場所

県外にも出荷されるこになった。その他は一

般工場とされ、各都道府県食糧事務所をかいして間接的に

製品は工場所在県のみに出荷された。

百円であったのにたいし、「海工場」への輸送費はバラで四五〇 政府輸送費は、トン当り袋詰めで二千円、バラ(撒)輸送で千四

蔵可能工場には優先的に

一三七

さい考慮され、

バラ貯

保管設備なども

の軽減、大企業「海工場」への加工集中を目的とするものであっ たす、などの理由でおこなわないとされた。これは政府運賃負担(69)

昭和二四年に外小麦輸入量は対前年比二八〇%の増加率を

政府委託賃加工原麦の八五%が外麦となり、

小工場への

量増

よる原料、

費増加が消費者負担となる、

③食糧以外の貨物運送に支障をき

(2)運送拡張による経

操業度の平均化は⑴自由競争に逆行する、

せざるをえなかった。さらに、原麦運送範囲の拡大による各工場

け設備などの完備を必要とした。 度製粉工場以外の工場も、 り建設費は昭和二三年八月で五万円といわれていた。)また高速(88)

低歩留粉を生産するためには取り分

設備資金をもたぬ工場は廃業

日産三、〇〇〇トンが完成した。バーレル当

さらに二四年一〇月

約五〇〇、

〇〇トン― り高速度製粉も含む)、メッシュの引上げなどが決定された。 下げと一律化(内麦八八%、外麦九二%、 を製造する体制を強化する」とされ、全粒粉の廃止、 推進する」、「製品の良否に対する賞罰を明確にして競って良品 施要領」の方向はさらに徹底化した。 会の意見を勘案し、食糧管理局で検討)で、昭和二三年度の かを強いるものであった。 昭 和二四年一月以降穀類委託加工実施要領 全粒粉の廃止は高速度製粉企業約一千工場(日産三、 -昭和二三年二月現在) に廃業か、新設設備の導入 (昭和二四年八月現在、高速度改装 「製品の良化は益々強力に 昭和二四年七月一日よ 一(穀類加工 審

歩留の引 74 Ł 大きな差があった。 外の地域の中央割当工場 傍中央割当工場の操業率 増加したため、 は六○%、その他の工場 は八○%となり、これ以 市 の操業度は平均四五%と 近傍工場への割当量を 大都市近

平均操業を可能なら 化に重点をおくとされた 経済的合理主義と製品良 らの原麦加工方針は年間 済運転を可能ならしめ、 さらに輸入食糧増加に 最高運転ではなく経

加のため倉庫収容能 製品の手持数

(原料・トン)

円であ

政府は輸送費

少い「海工場」、

### 政府委託加工工場能力および加工実績表 (表28)

			中央割当工場	その他工場	合 計
エ	場	数	37 (1.2)	3,058 (98.8)	3,095 (100 0)
設	備 能	カ	6,817.3 (20.2)	26,978.3 (79.8)	33,795.6 (100.0)
割当	当基準能	カ	6,271.9 (32.3)	13,155.0 (67.7)	19,426.9 (100.0)
加	工 実	績	942,366 (46.0)	1,101,874 (54.0)	2,044,240 (100.0)

工場数,能力は昭和25.6.1 現在(『食糧管理年報』25年版 p.295) 加工実績は昭和25.11~26.10

割当てられるにいたった(72)。

意見をだしている。 意見をだしている。 意見をだしている。 一一月一九日に、食糧庁は、ついに三等粉を削したいと発言した。これが実施されれば三、〇加工契約を解除したいと発言した。これが実施されれば三、〇加工契約を解除したいと発言した。これが実施されれば三、〇加工契約を解除したいと発言した。これが実施されれば三、〇加工契約を解除したいる。

昭和二五年四月には、小麦粉包装容器が綿袋を除いて自由販が往々おこなわれるが、不良工場育成のため食管会計に負担をが住々おこなわれるが、不良工場育成のため食管会計に負担を比し過剰であるのだから不良工場は淘汰されてもや む を え な比し過剰であるのだから不良工場は淘汰されてもや む を え な 比し過剰であるのだから不良工場は淘汰されてもや む を え な かも他の優秀工場に管内輸送して加工を実施しても 差 支 え な かも他の優秀工場に管内輸送して加工を実施しても 差 え な な と ひ が と 政府は各食糧事務所々長に指示するもようである、と と で とうじの新聞はつぎのことを伝えている。すなわち、さいき とうじの新聞はつぎのことを伝えている。すなわち、さいき

り消費者、二次加工企業(製パン、製麵企業など)の嗜好に合わの決定は品質良化を前提とした。このフリー・クーポン制によの決定は品質良化を前提とした。このフリー・クーポン制実施ニ五年七月には「小麦粉及び麦製品のフリー・クーポン制実施ニをれた。食糧庁は買受人の工場選択を許さないと決定したが、こされた。食糧庁は買受人の工場選択を許さないと決定したが、こされた。食糧庁は買分人の工場選択を許さないとができた。これにより消費者にも製品メーカーの区別が可能となった。さらに昭和り消費者、二次加工企業(製パン、製麵企業など)の嗜好に合わり消費者、二次加工企業(製パン、製麵企業など)の嗜好に合わり消費者、二次加工企業(製パン、製麵企業など)の嗜好に合わり消費者、二次加工企業(製品の表別のできた。これにより消費者、二次加工企業(製パン、製麺企業など)の嗜好に合わり消費者にいる。

加させ、これを原料とする小麦粉の流通量を増加させた。政府月には小売業者が、二月には卸売業者が登録により選出されていた)。とらに政府の麦作転換方針、供出割当量の減少はヤミ麦を増とは小売業者が、二月には卸売業者が登録により選出されていた)。これの原麦割当量は必然的に減少してきた。フリー・クーポない小麦粉は事実上販売できなくなった。販売出来ない小製粉ない小麦粉は事実上販売できなくなった。販売出来ない小製粉

の効果をあげる結果となった。
り、ヤミ小麦粉対策としてよりも零細製粉工場の整理策として然的に設備、技術面におとる小型製粉工場を圧迫する結果とな然的に設備、技術面におとる小型製粉工場を圧迫する結果となはこのヤミ麦を原料とする小麦粉対策として、内麦と外麦の混はこのヤミ麦を原料とする小麦粉対策として、内麦と外麦の混りが

(=

と一体をなしていた。加工集中政策は、大手中心の企業団体である製粉俱楽部の運動加工集中政策は、大手中心の企業団体である製粉俱楽部の運動とのような政府の小工場の抑制・整理、大手「海工場」への

粉良化、小麦増産および製粉振興記念事業の三委員会を設置(昭状態のなかで、大手製粉中心の企業団体である製粉俱楽部は、製工でなったわけである。政府が主食三ケ月分のストックを持つぼ八○○万石から一、○○○万石であったから食糧事情は戦前第一、三○○万石となった。戦前の一○月末の主食手持高はほ算一、三○○万石となった。戦前の一○月末の主食手持高はほぼ八○○万トン、米製換万トン、輸入麦=六○万トン、内地麦=六○万トン(米=八○昭和二四年一○月末の主食持越量は二○○万トン(米=八○昭和二四年一○月末の主食持越量は二○○万トン(米=八○田和二四年一○月末の主食持越量は二○○万トン(米=八○

粉良化委員会の活躍に見るべきものがあった」とされるが元来、(28) とを目的とした。小麦粉の「品質改良に関しては製粉倶楽部製 委員会は製粉良化の第一段階として歩留を八○%以下にするこ 和二四年九月)し、 製粉良化、 小麦増産政策な どの「製粉振 策を推進した。一番問題なのは製粉良化委員会である。同

念と含みを持つ」運動であったといわれている。また、単に企に悩む業界で一挙に優勝劣敗の成果をもたらそうとする強い信 は、政府の低米価低賃銀政策の一環をなすものであり、大製粉 から八五%へ、さらに、二五年五月には内麦七八%、外麦八〇 員会の「活躍」がどの程度作用したかはともかくも、加工歩留 企業の利害は政府の方針と一致していたのである。製粉良化委 給が必要なことはいうまでもない。 したがって 「良化 運 動」 となり小麦粉市場を拡大するためにも、良質低価格小麦粉の供 業間競争のみではなく、米と競争し低米価低賃銀政策の一槓杆 昭和二四年一二月に内麦八八%から八〇%へ、外麦八八%

が要請される」としている。内麦一、〇〇〇万石(約一三七万ト 工場の能力丈でも年間約四○○万吨)を考えるならば、此の 粉倶楽部常務理事は「戦後の設備能力の著増(製粉倶楽部会員 第二の「小麦増産」は原料確保の必要によるものである。製 内麦增産 -引用者)に対しては真険に解決

戦後日本の製粉工業(下)

二六年には内麦七五%、外麦七八%へと引下げられた。

多収獲奨励」をおこなうなどの運動をおこなった。(81) あった。 倶楽部の能力で挽砕するとしても、なお、五○%が過剰能力で 間の原麦挽砕量は約二〇〇万トンであったから、全原麦を製粉 ン)の増産を計画し、一全国主要な小麦生産府県一七を選んで

『日本食糧新聞』昭和二二年六月一五日

62

増している。

以上の諸政策にもかかわらず昭和二六年まで製粉工場数は漸

件の差を顕在化し、零細企業を排除するにあった。「能力過剰

「良化運動」の目的は、統制下、過剰能力のもとで、生産諸条

63 同右、昭和二四年八月一六日

麦、パン、麵など)③学識経験者、 なかったため審議会を設置した。構成員は①行政官庁関係課員、食 糧研究所員、 中央団体の閉鎖後、政府は製粉工場数、能力などを把握してい ② 業界代表者 (大型、 ④消費者代表である。 小型、 高速度、 農業会、

65 『食糧年鑑』一九四九年版

66 『日本食糧新聞』昭和二三年八月七日

~九九ページ 同右、昭和二三年六月一九日。『食糧年鑑』一九四九年版九八

68

69 『日本食糧新聞』昭和二四年一月五日

製粉俱楽部『製粉ニュース』第七号、昭和二三年八月二〇日

70 『投資経済』昭和二四年八月

71 昭和二四年一一月一日

『日本食糧新聞』昭和二四年一〇月八日

同右、昭和二四年一一月二二日。『日本経済新聞』昭和二四

一二月四日

- (74) 同右昭和二五年二月一一日
- 六年一月、一三ページ)としてクーポン制がとられたといわれる。品のクーポーン制について」『食糧管理月報』第三巻第一号、昭和二の嗜好に副い合った麦製品が配給され得る制度」(秋山美敬「麦製の嗜好に副い合った麦製品が配給され得る制度」(秋山美敬「麦製なく、しかも相対的な立場から及ぶ可く可能な範囲で、一般消費者なく、しかも相対的な立場から及ぶ可く可能な範囲で、一般消費者
- (7) 『日本食糧新聞』昭和二六年一月九日
- (77) 『食糧年鑑』一九五二年版
- 月、四八五ページ 日本製粉株式会社『日本製粉株式会社七十年史』昭和四三年六
- (79) 『食糧年鑑』一九五〇年版、八七ページ
- ○号)もあるわけなんです」(同二八ページ)と発言している。の割当をしないとかいうことをだんだんやれる法令(安本訓令第四の割当をしないとかいうことをだんだんやれる法令(安本訓令第四なやり方なんですね……設備が非常に過剰な場合には、そこに原料なやり方なんですね……設備が非常に過剰な場合には、そこに原料なり方なんですね……設備が非常に過剰な場合には、そこに原料の割当をしている。
- (8) 『食糧年鑑』一九五一年版、九九ページ。

### 2 原麦「買取加工論」の抬頭

雑穀四品目、二六年三月には大豆など夏作雑穀一一品目が統廃だ。昭和二四年四月野菜、一二月いも類、二五年八月には冬作で。昭和二四年四月野菜、一二月いも類、二五年八月には冬作を撮危機の緩和、需給の円滑化とともに食糧の統廃が相次い

された。

○%―現行は九○%、外麦六○%)を考えていた。
ン)と輸入補給金を支出してその低価格売払い(対米価比、七ン)と輸入補給金を支出してその低価格売払い(対米価比、七次のでは統廃後の低米価維持に外米外麦輸入(年間二六○万ト

た手と検打4である役分具終耶は、召口に五手に、役分後雪は「買取加工論」が抬頭した。 この事態のなかで、昭和二五年七月頃より、製粉企業の原料

て国内麦価の安定をはかる、という政府(三相会談)の方針を全麦は従来どうり政府管理で補給金を付して売却し、これによっり、麦類の供出制度を廃止し、内麦は間接統制に移行させ、外より、麦類の供出制度を廃止し、内麦は間接統制に移行させ、外より、麦類の供出制度を廃止し、内麦は間接統制に移行させ、外より、麦類の供出制度を廃止し、内麦は間接統制に移行させ、外より、原麦を品質等級別価格で買取り、加工のうえ、再度政政府より、原麦を品質等級別価格で買取り、加工のうえ、再度政政府より、原麦を品質等級別価格で買取り、加工のうえ、再度政政府と対している。

四

製粉俱楽部の主張であった。ここには外麦輪入増加という条件

斡旋すべきである、としていた。以上が大手中心の企業団体、

を加算した額にひとしい、なお原料買取資金は政府がある程度

差引いた額にすべきである、その額は政府買上価格に所要経費 格は政府の正当とする小麦粉消費者価格から適正な中間経費を

のなかで「海工場」中心に、

要求があらわれている。

海

工場

の立地条件を生かすために国内輸送は製粉企業にま

統制(委託加工方式)を解

かせよ

能力の復旧に努めた大手製粉企業

麦の増産をはかるべきだというのが俱楽部の意見であった。(86) 面的に支持する。ただし、輸入小麦は潤沢に用意し、 具体的には⑴立地条件と輸送合理化のため、外麦は輸入港倉 国内産

なう。

買入れることが可能となれば、資金の許すかぎり全能力をあげ

て製造し、市場獲得に努力するから、需要者は最良の製品を自

庫渡し、内麦は産地倉庫渡しとし、国内輸送は加工業者がおこ

2)小麦粉の品質と価格については、業者が自由に原料を

なうべきで、 予想されないが、 る必要がある、 に応じて原料は無制限に売却することが望ましい。大量買付は 過剰に悩む製粉業界はある程度淘汰される。 だ適正利潤以上を得ることは困難となり、価格騰貴はありえな 由に選択購入することが可能となり、製粉企業は政府の見込ん また、あらゆる条件からみて有利な優秀業者が残存し、能力 思惑業者の介入を許すべきでない、ほ原麦売却価 (4)政府は実需者にたいしてのみ原料売却をおこ 工場製粉能力に応じて不正常な買付は制限 (3)加工業者の希望

### 原麦買取加工にともなう所要資金(1ヵ月) (表29)

(単位1000円)

小

			大手13社	机一相	.i. #01 +B	与牛麻	全	販 連	deale sales	A =1
			入于13在	一般工場	小型工場	高速度	製粉	精 麦	精麦	合 計
1	<sub>カ</sub> 月加工予定 (トン)		96,500	. 32,000	29,500	15,000	2,000	5,500	125,500	306,000
	原麦買収資	金	3,282,681	1,085,404	998,705	509,568	67,476	182,600	3,857,327	9,984,761
買取資金	原料引取運	賃	46,936	15,488	14,299	13,987	1,714	4,508	90,565	187,497
資金	その他経	費	412,983	136,219	150,793	49,650	8,764	15,983	247,164	1,021,556
	計(A)	3	3,742,600	1,237,111	1,163,797	573,024	77,954	203,091	4,196,056	11,193,814
自	己資金(B	)	863,250	300,000	310,699	121,386	15,350	31,570	820,040	2,462,295
	B/A	VIEW CONTRACTOR OF THE PERSON NAMED IN	23.7	24.2	26.7	21.1	1	6.7	19.5	21.9
資	金回収日	数	35	35	35	35	35	35	35	

というのがその主張である。食である米と競争するためにも、輸入補給金を付して売却せよ食である米と競争するためにも、輸入補給金を付して売却せよ、できる。ただし、外麦は内麦に比してなお高価であるから、主かせよ、そうすれば零細な「山工場」は簡単に淘汰することがかせよ、そうすれば零細な「山工場」は簡単に淘汰することが

滑化のため、委託加工方式を存続すべきだと主張した。 業団体は、麦製品は配給量の四○%を占めているため、配給円この製粉俱楽部の買取方式賛成論にたいして、高速度製粉企

小製粉企業の団体である全粉連も委託加工方式の存続を主張 した。ただし、現行委託加工方式はつぎの点を改訂すべきである、②原料割当基準能力計算において、操業時間を、一〇トン以下工場一二時間、一〇一五〇トン工場一六時間、五〇トン以下工場一二時間となっているがこれを一律にすべきである。 関取加工制度への移行にともなう製粉工場の原麦 購 入 代 金買取加工制度への移行にともなう製粉工場の原麦 購 入 代 金買取加工制度への移行にともなう製粉工場の原麦 購 入 代 金買取加工制度への移行にともなう製粉工場で 一二億四千万円、小型工場で一一億六千万円、高速度で 五億 七千万円であり、大型一三社で、三七億四千万円、高速度で 五億 七千万円である。(88) 「大型一三社で、三七億四千万円、高速度で 五億 七千万円である。以上工場一二時間となっているがこれを一律にすべきである。 「大型一三社で、三七億四千万円、高速度で 五億 七千万円である。以上工場一二時間となっているがこれを一律にすべきである。

企業別に年間原麦買取所要資金をみるに、日清製粉一二四億円、高速度製粉が年間七四億、小型製粉が年間一六七億円を(S6)、その他製粉俱楽部会員三百数十工場を合計して年間五○○円、日本製粉一二四億円、昭和産業四三億円、日東製粉一二四億企業別に年間原麦買取所要資金をみるに、日清製粉一二四億

- (82) 『日本経済新聞』昭和二六年一一月七日
- (83) 同右、昭和二六年一〇月二六日、一一月三日
- 『日本食糧新聞』昭和二五年九月五日

84

- (85) 同右、昭和二五年一〇月一〇日
- (86) (87) (88) 同右、昭和二六年一月三〇日。『食糧年
- (8) 『食糧年鑑』一九五二年版、八二一ページ
- (9) 『食糧業界』昭和二六年五月七日
- (9) 『日本食糧新聞』昭和二六年九月三日(91) 『食品経済』昭和二六年八月一三日

## (93) 『産業経済新聞』昭和二七年一月二五日

## (94) 『日本経済新聞』昭和二六年一一月一九

## 四 原料麦編成替後の中小企業の没落

### 1 中小企業の没落

原料小麦は相変らず食量管理制度下こらかれた(召和二八手五月までは、政府により、製品規格と価格が統制された)。験加工以外、買取加工方式へ移行させた(移行後も昭和二七年験加工以外、買取加工方式)を廃止し、学校給食用小麦粉加工と試食糧危機の緩和を背景に、政府は昭和二七年三月より小麦粉食糧危機の緩和を背景に、政府は昭和二七年三月より小麦粉

量は減少し、事実上政府管理となった。 
最は減少し、事実上政府管理となった。 
の、政府売渡価格は二、一三五円と逆鞘関係になり、民間流通っ、政府売渡価格は二、一三五円と逆鞘関係になり、民間流通っ、政府売渡価格は二、一三六円、二類三等六○キかし、昭和三○年政府買入価格は二、一三六円、二類三等六○キかし、昭和三○年を入り、政府売渡価格は二、一三五円と逆鞘関係におかれた(昭和二八年原料外表は相変らず食糧管理制度下におかれた(昭和二八年

はこのためである。作によってこの政策を追求した。政府が外麦管理を続行したの作によってこの政策を追求した。政府が外麦管理を続行したの利用する政策をとった。買取加工方式移行後は、原麦輪入量操利用する政策をとっために、小麦粉を政府は一貫して、低米価低賃銀政策をとるために、小麦粉を

小企業の急速な駆逐、独占化の背景には原麦編成替があること日には一、二六二工場へと半減した。この急減、大企業による和二七年四月一日の三、〇九四工場から一年後の二八年四月一買取加工への移行とともに、企業競争は激化し、工場数は昭

戦後日本の製粉工業(下)

「取り分け (divide)」の差をみよう。 はすでにみた。ここでは設備と技術に制約される「歩

留

分け製粉をおこなっている。内麦は一○月から歩留七八%(伊ン酸ソーダ原料用=一六%、一般用=六四%)で二段挽き取り 場で試験的に加工を開始し、この資料を基礎に、五月より、(57)と主食用(六九%)に、日粉横浜、昭和鶴見、日清鶴見の三と主食用(六九%)に、日粉横浜、昭和鶴見、日清鶴見の三 かのグループにわけてまとめた上製品とする」ことをいう。求する品質特性と各製造会社の品質政策とを勘案して、いく 格的にマニトバー、二、三号を設備優秀な工場 二月からカナダ産小麦を歩留八一%でグルタミン酸用(一二% れも食糧難時代にはおこなわれなかったが、戦後、 から採取される「上り粉」(普通二三―四八種類)を「市場の要(95) 七八%、内麦七五%であった。「取り分け」とは、製粉工程各段階 歩留加工であったが昭和二七年、買取加工への移行直前は、外麦 度(歩留)と、挽砕工程のダイヤグラム、設備、技術を前提とする 高いため歩留が高い)、主として原麦皮部よりの胚乳部分の分離 品質と量は、 工程は精選 賀築後オレゴンのばあいグルタミン酸用二三%、 し、割当量も決定)で歩留八○%(クリヤー・グレード→グルタミ 「取り分け」によって定まる。 小麦粉の製造は原麦皮部からの胚乳部分の分離であり、 粉砕)、精製(等級分類、漂白)の三つよりなる。 (選粒、 原料を別にすれば(外麦は内麦より胚乳部比率が 研磨、 洗滌、 食糧難時代には内外麦ともに高 加水、 昭和鶴見、日清鶴見の三工 熟成)、挽砕 (食糧庁で選定 昭和二五年 小麦粉 用 いくつ 五五五

% 備であり、また、すでにみたごとく、 的にのみならず、質的にも復旧しており、買取加工の条件は充 代にすでに、大企業工場は「取り分け」製粉をおこなってい 分け」をおこなうための、ダイヤグラム、設備、 分整備されていた。これにたいして一般に小製粉工場は「取り のである。大企業工場能力は、委託加工時代にすでに、単に量 農林六七〇号に関取一号のばあい、 パン用六四%)で実施している。 したがって、委託 内麦麵用粉を加工するば グルタミン 技術などが不 酸 用 加工 時 四 た

たばあい、 本挽き)粉は三等粉並の価格とされるから、 が不充分である。一般に「取り分け」をしないストレート(一 している)といわれる。さらに小工場においては「取り分け」 きく、小工場では七○%程度(内麦加工比率の高いことも影警 までの歩留は約七七%程度である。 工による等級別小麦粉生産比率は表30のとうりである。 昭和三九年の四大製粉の中庸の設備を使用しての政府試験加 大工場と小工場では販売価格に次の差が生ずる。 設備によって歩留の差は大 同一原料で加工し 四等粉 +

歩留×麬価格) (三等粉歩留×三等粉価格+麬歩留×麬価格) である 以上を前提に、 :+二等粉歩留×二等粉価格+三等粉歩留×三等粉価格+麬 大工場の総販売価格=原麦量×(一等粉歩留×一等粉 にたいして、 企業間競争がおこなわれ、 小工場の総販売価格 = 原麦量× 工場数は昭和二七

> 場が低下傾向 は五〇トン未満工

示している。

さら

~二%に減少して 年には共に、 向にうつり、 の増加率は低下傾 二〇トン規模工場 満工場と、一〇~

いる。三一年から

~二八年に急減し(表31)、以後三二年までの対前年比は九○%

平均操業率をみる

工場あたり、

備能力別生産増 を一〇〇とする設 に減少している。 年には九〇%以下 以上であるが三三 つぎに昭和二六年

二七年には全規模 率をみるに、 とも生産は増 昭 加し

あい、さしてその必要もない。

からは一〇ト ているが、二八年 ン未

(甾份 06)

### 政府試験加工による等級別小麦粉生産比率 (表30)

					(年四 70)
年	昭	31	36	3	39
原麦 等級	ウュスターン *** ワイト	マニトバ3号	内 麦	マニトバ3号	ダーク・ノーザ ン・スプリング
1	10.0	6.1	準 1 等 6.7	5.51	5.05
2	65.0	55.6	53.6	55.48	54.44
3		10.5	9.3	11.35	12.85
4	3.0	4.8	4.4	4.95	4.94
麬	22.0	23.0	26.0	22.71	22.72

74 ДŪ

32)。 これが、 原麦割当 年以後、二〇トン未満工 のは二九年までは五〇ト 増資は戦災からの復旧、 ている。設備能力が昭和 後第二期の増資期を迎え たがって従業員一人当り %へと低下している。し 二〇一五〇トン規模工場 場の操業度は二○%から である。とくに昭和三〇 上の操業率を示している ることはのちにみよう。 方式の改訂とも関係のあ の生産数量も少ない(表 でも三四%から一五~六 ○○トン以上の工場のみ ン以上、三〇年以降は一 ○%以下へと低下し、 期(昭和二三~四年)の 六年水準に復帰した第 この間、四大製粉は戦 全工場平均操業率以

### 

		(表)		年次別・	規模別類	以粉工場	数と生産	<b>三</b> 数量			
	工場	易規	年度模	26年度	27	28	29	30	31	32	33
	10	0屯.	以上			44	53	51	51	48	59
エ	50	~	100			29	48	47	47	74	69
場	20	~	50			68	260	244	232	194	151
数	20	未	満			1,121	566	511	470	466	412
~		計			3,094	1,262	927	853	800	782	691
	10	0屯.	以上	674	944	1,252	1,351	1,495	1,511	1,602	1,606
年間	50	~	100	128	171	193	218	225	222	327	308
生産数	20	~	50	112	128	172	175	290	255	197	164
産子	10	~	20	186	213	201	192	39	26	26	24
数量	10	未	満	142	155	97	76	31	25	23	23
		計		1,242	1,611	1,914	2,011	2,081	2,040	2,175	2,125
	10	0屯.	以上	54	58	65	67	72	74	74	76
生産	50	~	100	10	11	10	11	11	11	15	14
シー	20	~	50	9	8	9	9	14	13	9	8
エア	10	~	20	15	13	11	9	2	1	1	1
	10	未	満	12	10	5	4	1	1	1	1
%		計	:	100	100	100	• 100	100	100	100	100
生	10	0屯.	以上	100	140	186	200	222	224	238	238
生産増	50	~	100	100	134	151	170	175	175	255	241
加(率昭	20	~	50	100	114	154	156	259	228	176	146
率昭 26	10	~	20	100	115	108	103	21	14	14	13
11	10	未	満	100	109	68	54	22	18	16	16
100		計		100	130	154	162	168	164	175	171
	10	0屯.	以上		52	60	64	65	60	60	60
操	50	~	105		39	45	50	43	31	31	31
操業率	20	~	50		29	36	37	34	16	15	15
	10	~	20	•	27	27	26	18	8	8	8
%	10	未	満	•	24	14	13	20	7	7	7
		計			39	44	46	51	36	37	37

四 五

工場規模	エ	場数	従	業	員	数	年間生産数量 (製品 t)	年間従業員一人当り 生産数量(製品 t)
100トン以上		44				4,179	1,350,645	323
50 ~ 100		29				980	218,015	222
20 ~ 50		68				1,112	174,906	157
10 ~ 20		234				2,299	191,829	83
10トン以下		887				4,190	76,099	18
<u> </u>		1,262			1	2,760	2,011,494	158

### (表33) 「四大製粉|資本金・能力変遷表

	日 清	製粉	日本	精 粉	昭和産業	日東製粉
	資本金	設備能力	資本金	設備能力	資本金	資本金
設立時	千円 (明治33年)30	バーレル 50	千円 (明治29年)75	バーレル 200	千円 (昭和11年)625	千円 (大正3年)300
昭和16		25,465		21,716		
終戦時	`	8,327	20,000	7,466	22,000	12,300
昭和21		15,227		11,632		
22		16,351		13,720		
23	80,000	17,826	55,000	13,042	44,000	18,000
24	250,000	21,556	180,000	16,600	100,000	50,000
25		20,777		17,650	250,000	
26		21,620		19,350		
27	260,000	24,400	360,000	20,200		100,000
28	390,000	25,800		21,100		110,000
29	800,000	26,150	720,000	22,660		
30	1,000,000	27,150		//	500,000	
31		トン	864,000	"		
32		3,500	1,440,000	25,100	600,000	
33		4,130		25,800		
34		4,150		31,000		
35	1,500,000	4,550	1,477,500	33,300		
36	2,000,000	5,080	2,300,000	35,700	1,000,000	
37	4,000,000	5,630		36,500		
38		6,300	3,450,000	38,700	1,500,000	
39		6,330		41,500		
40		6,300		41,800		
41		6,360		43,400		

注 1) 日清製粉設備能力昭和32年以降は1日当り玄麦挽砕トン数でする。

四六

<sup>2)</sup> バーレルは1昼夜に小麦粉を196ポンド (約88.9kg) 生産できる能力

資料 資本金は日本経済新聞社編「会社年鑑」。設備能力は、日清製粉の昭和30年までは「日清製粉株式会社史」(昭和30年)より、31年以降は同社資料。 日本製粉は「日本製粉株式会社七十年史」より。

(表34) 年以別,企業別生産実績集中度

年		昭	和 25	年		昭	和 30	年		昭	和 35	年·
順位	企	業名	企業別 集中度		ıî	業名	企業別 集中度	累 積 集中度	ú	≥業名	企業別 集中度	累 積 集中度
1	日	清	18.	% 7 18.7		清	28.0	% 28.0	日	清	% 29.5	% 29.5
2	日	粉	15.	9 34.6	日	粉	21.7	49.7	日	粉	23.9	53.4
3	昭	和	4.	2 38.8	昭	和	5.0	54.7	昭	和	4.8	58.2
4	日	東	2.	3 41.1	日	東	3.6	58.3	日	東	3.7	61.9
5	東	褔	1.	3 42.4	増	田	2.4	60.7	増	田	2.7	64.6
6	増	田	1.	2 43.6	千	葉	1.6	62.3	千	葉	1.9	66.5
7	大	阪	1.	1 44.7	熊	本	1.4	63.7	熊	本	1.5	68.0
8	熊	本	1.	1 45.8	大	阪	1.1	64.8	富	士	1.1	69.1
9	富	士	1.	0 46.8	東	福	0.9	65.7	日	信	1.1	70.2
10	千	葉	1.	0 47.8	神	港	0.7	66.4	鳥	越	1.1	71.3
	そ	の他	52	2 100.0	そ	の他	33.6	100.0	そ	の他	28.7	100.0
	全[	国合計	-	100.0	全	国合計	_	100.0	全	国合計	_	100.0

公正取引委員会編「日本産業集中の実態」

<u>る</u>。

は入札売却するのが定法であるがその例外を規定したものであ 格を維持するため、競争売却をしないこと(これは政府所有物 らないことを意味する)。第二、原麦ならびに製品の全国均一 れは製粉業者以外の商社等に売ったり、売買譲渡の目的には売 清、日粉、昭和、日東)は二五日、その他中小製粉は三〇日の る大企業の圧迫より中小企業を護るためとられたものである)。 方針には次のような特徴があった。 また買取加工方式への移行後、 政府所有麦は一定比率で工場別に割当売却されたが、その割 第三、工場別割当制度をとったこと(これは自由競争によ 一、原麦は製粉目的のために、製粉業者に売却すること(こ 原料買取代金は大手四社

価

る。また上位四社では四一・一%から五八・三%へとなって 社で三四・六%であったが、三○年には四九・七%となってい 度および累積集中度は飛躍的に高くなり、昭和二五年、上位二 は原麦買取加工方式への移行にともなう条件整備のためである う袋買取代金などの必要による増資であったが、 日東の二社の企業別集中度には相当の差がある(表3)。 いる。ただし、「四大製粉」と通称されるが上位二社と昭和、 企業再建整備法による自己資本の充実、袋買取制移行にともな 買取加工方式への移行をさかいに「四大製粉」の企業別集中 第二期の増資

製粉資本の蓄積と原麦割当方式の変遷

制がとられた。もちろん、この五日間の差が大手工場と中小工場

その後漸次的に短縮され、昭和三三年四月全廃された(表3))。 かった。 **庫まで政府輸送がなされたため、その限りでは企業間に差はな** の資本力の差をカバーするものではない。 立地条件の差は、 政府所有原麦に関する限り、 (この延納期間は、 工場最寄り倉

機的色彩が濃厚であった時期と比較すれば、食糧管理は原麦を(101) とき、割当方式は集積・集中を促進する方向に改訂されている 製粉資本の集積・集中の阻止を目的とするものでも、またその力 の確保を目的におこなっているもので、ある段階では、この目的 めぐる企業間競争を不可能ならしめ、生産の集積・集中の槓杆と という意見がある。事実、戦前、小麦統制前、とくに昭和七年 必然化したであろう原麦買占めにともなう企業の在庫原料費の のである。むしろ、政府による原麦割当は、そうでない場合には 定した低価格小麦粉の供給にとって、 をもつものでもない。事実その後、製粉資本の集積・集中が安 のために一定の制約が製粉企業に課せられたとしても、決して、 の阻止要因の一つとなっているであろう。だが、この原麦管理 しての原料独占を不可能ならしめ、小規模企業の急速な転廃業 の「小麦増産五ヵ年計画」前のごとき、原麦をめぐる商業的投 め一部の産業におけるような市場の独占は全く不可能である」 買取加工方式移行後も「原料が政府管理下におかれているた 独占資本の代理人としての政府が、安定した食糧供給基盤 有利である段階に達した

> この期間に、原麦割当売却方式が独占化にとって、いかに事態 安定した独占化政策であった、とすらいえるのである。そこで

(表	35) 原	麦代金延	E納日数	
企業	日 清	昭 和	中 型	小 型
実施日	日 粉	日 東	1 35	<u></u>
27. 6.1	25	25	30	30
7.1	20	20	25	30
8.1	15	15	20	25
58. 4.1	10	13	20	25
31. 1.1	8	11	18	23
10.1	7	7	15	19
32. 6.1	0	0	8	12
10.1	0	0	7	7
33. 4.1	0	0	0	0

二五トン以下となった。これにたいして、設備能力三〇〇トン ○トン以下の工場の割当基準能力は設備能力の二分の一である 36)を乗じることによって求められたため、例えば設備能力五 産割当基準能力は設備能力に スケール別係数と時間係数(表 各工場の割当基準能力に応じて割当てられた。しかし、この日 即応的に変遷したかをみよう。 (上工場の割当基準能力は三〇〇トンとなる。 買取加工方式への移行後、昭和三〇年一〇月までは全原麦が

だが、この程度の大企業能力重視では、市場競争再開後の大

節減を可能ならしめ、

原料市場における競争を不要ならしめる

戦後日本の製粉工業(下)

粉資本への生産の集積に対応して改変(とくに昭和三○年一一に原麦割当方式は、小製粉企業市場狭隘化→操業率低下、大製減少も数えられるとしても、それはごく軽微である)。このよう

場で一八%から八%へ、二○~五○トン規模工場で三四%から

六%へ低下している(表31)。(この低下原因には総原麦量の

で、一四・三%へと減少している。この実績重視で、一〇トンて売却される量は二一・四%に低下した。さらに八 月 の 改 訂

未満工場の操業度は二〇%から七%へ、一〇~二〇トン規模工

日以降,

場にたいする売却枠である。これによって、昭和三一年四月一の比で調整枠がもうけられた。これは基本枠を全量購入した工

政府所有原麦のうち、製粉工場割当基準能力に比例し

(表36) 割当基準能力算 出係数

		LTI INC	~	
設備自	能力	スケ· 別 係	ール	時間係数
0~	10	7	74	$\frac{12}{24}$
10~	20	7	75	) 24
20~	30	7	76	16
30∼	40	7	77	$\frac{16}{24}$
40∼	50	7	78	
50∼	60	7	78	1
60∼	70	7	79	
70∼	80	8	30	
80~	90	8	31	
90~	100	8	32	$\left  \begin{array}{c} \frac{24}{24} \end{array} \right $
100~	200	8	37	
200~	300	ç	95	
300∼		10	00	<i> </i>

要因にすらなって

集積・集中の促進が、大製粉資本の

は四度も) されて月からの一年間に

、る。割当方式

いるのである。

れ、あらたに基本枠(実績割、能力割)=一〇にたいして、四らに三一年四月には能力=三にたいして実績=七で割当てら残りの五〇%が能力に比例して割当てられることになった。さより買受実績が重視され、全原麦の五〇%が実績に比例して、企業への加工集中の実情にそぐわなかったため、三〇年一一月企業への加工集中の実情にそぐわなかったため、三〇年一一月

関取加工方式へのだとする見解も が、このことのみ が、このことは事実だ が、このことは事実だ が、このことは事実だ

(表37) 原麦売却枠の変遷(その1)

<b>持</b>	施期日	27.6.1	30.11.1	31.4.1	31.8.1	31.11.1	33.6.1	34.5.1	34.7.1	35.8.1
基本	実績害		5 (50%) 以下	7 (50%)	8 (57%)	8 (62%)	8 (62%)	8 (62%)	8 (64%)	8 (48%)
枠	能力害	10 (100%)	5 (50%) 以上	3 (21%)	2 (14%)	2 (15%)	2 (15%)	2 (15%)	2 (16%)	2 (12%)
調	整枠			4 (29%)	4 (29%)	3 (23%)	2 (15%)	1 (8%)	_	_
枠	外	-	_			_	1 (8%)	2 (15%)	2 (20%)	4 (40%)
	計	10 (100%)	10 (100%)	14 (100%)	14 (100%)	13 (100%)	13 (100%)	13 (100%)	10 (100%)	10 (100%)

が醸成されていたもとで没落の条件

間の政府の外麦輪をみて、戦後七年

一四九

五〇

はならない。さらにつぎの政策も注目すべきである。 大製粉企業優偶・零細企業駆逐の原麦割当売却方式を看過して ということ、およびこの輸入食糧依存政策を前提とする政府の

買取加工方式への移行後も、政府は小麦粉を圧力とする低米

一貫して割当てた。各企業は最高の操業度を維持せんとして、四政策推行のため、推定需要量より数%~十数%多量の小麦を

生産量を増加したため、過剰生産となり販売競争は激化し、昭

和二七年七月に九八三円であった小麦粉(標準粉)価格は、一

円、九六三円へと急落し、九月には九五〇円へと低下した。 (104) 時期一、〇一三円に値上りしたが、八月にはいると、九七三 推定需要量以上の割当は、小麦粉の対米価比率を低下させ、

して、小企業の没落原因をもっぱら買取加工方式への移行に求 米にたいする競争力を強化したが、同時に不利な生産諸条件の 工場の陶汰を加速したのである。このような政府の政策を無視

米作・酪農と製粉工業

一面的な考察である。

製粉工業の動向に影響をあたえるものに、さらに、 米生産と

であり、政府の翌年度への米繰越量は昭和二九年に九三万二〇 業と対立関係にある。昭和三〇年、三一年は二年つづきの豊作 消費量の増加は、 飼料(麬)需要がある。この期にこれが明確化した 製粉工業は米と並ぶ主食である小麦粉の加工業者であり、米 小麦粉消費量の減少を意味するため、米作農

> げした。このため小麦粉需要は減少し、価格は低落した。これ 制度をとり、増配をおこない、 外米をトンあたり五千円値下 二三万六〇〇〇トンへと増加した。政府は、内地米の希望配給 ○○トンであったが、三○年には一○六万トン、三一年には二

る。(104) お食の減少は政治的人災」であると、発言しているのであり、粉食の減少は政治的人災」であると、発言しているのであり、粉食の減少は政治的人災」である。 の増配は、闇米と裏ハラだからどうということはないとしても が三二年の工場数急減の一原因である。製粉業者は、「内地米 外米の大幅値下げは問題だ。しかも小麦の益金で安くしてい

る。ある中堅製粉企業の経営者は主張している。「粉食思想昻揚 をねらっておこなうべきだ。「例えば、 の宣伝を、「米食への恐怖心理」をかきたてる「心理的効果」 方、米にたいするまきかえし宣伝の必要を主張するのであ

米多食の害として、動脈硬化、胃癌の多発、 原水爆の放射能禍は米を通じ米食者に最も重いという学説 粉食が健康食である事実 粉食が頭脳をよくするとの学説 短命などの事

ろう。 としている。 ば、相当な心理的効果のある宣伝ができるのではなかろうか 以上をみるときに、製粉業者の米にたいする思想が明確であ その他いろいろあるが、このような材料を巧みに使ったなら

さらに、麬価格がある。麬は飼料として重要である。

### (表38) 原麦標準売渡価格算定方法

対米価比による想定消費者麦価から加工および流通に要する経費を差引いた額と家 計麦価を勘案し、家計麦価の範囲内で前者を基準として定める。 (参考算式)

1) 対米価比による麦価

対示側氏による変価
$$P_r = \frac{P_R Q_R + P_N Q_N}{Q_R + Q_N} \cdot \frac{P_{EW}}{P_{ER}} - C$$

P.=対米価比にもとづく政府売渡価格

P<sub>g</sub>=価格決定年の国内産配給米の価格

P。=国内産非配給米価格

Q。=一定期間の国内産配給米の一世帯当り購入量の平均値

Q<sub>v</sub>= // 国内産非配給米の

 $rac{P_{\scriptscriptstyle 
m EW}}{}$ =一定期間の小麦粉の国内産米消費者実効価格にたいする価格比(対米価比)

2) 家計麦価(上限)

$$P_{i} = P_{W} \frac{\sum P_{i} Q_{i}}{\sum P_{i-1} Q_{i-1}} - C$$

P.= 求める家計麦価

P<sub>w</sub>=基準時の全都市の小麦粉の消費者価格の平均

ΣP<sub>4</sub>Q<sub>6</sub>=比較時の全都市一世帯当り家計現金支出額

ΣΡι-1Qι-1=基準時の全都市一世帯当り家計現金支出額

下し

たときに企業は赤字となる。

和

年の原麦価格における麬

|織込み価格|

は

-味六

を前提に一

度小麦粉市価を低く固定させると、

粉

市 る

価

が

「織込み価格

より安くてもよ

11

しかし、 麬市

価 麬 政

府原麦売却

定

価と数価

格を織込んで決定

(表38)。 麬市価

織込み価格 0 粉

」より高いときは、小

C=加工流通経費(麬価格を織込み)

標準売渡価格=想定消費者麦価-加工・流通経費

低 強

(表39) 小麦粉採算表 (英泽松工提服書無故)

	自地切	上物照	た価値)
数	小麦粉	皴	小麦粉
30kg	22kg	30kg	22kg
円	円銭	円	円銭
600	970.50	730	938.00
610	968.00	740	935.50
620	965.50	750	933.00
630	963.00	760	930.50
640	960.50	770	928.00
650	958.00	780	925.50
660	955.50	790	923.00
670	953.00	800	920.50
680	950.50	810	918.00
690	948.00	820	915.50
700	945.50	830	913.00
710	943.00	840	910.50
720	940.50	850	908.00

(円以下50銭単位に切上)

資料 三和銀行調査部『製粉』 昭和32年 34ページ

0 こもうけ 方、政 力粉 な 価 価 昭 いところでは五八〇円 が 「を織込価格より三○円~五○円程度下げて競争をした。 ..格は七八○円程度まであがった。 |円(袋込六五〇円)程度、粉価は普通粉標準九六八円程度、 から外国 より 府は三一年に八億円、三二年に ·麬市価を下げる政策をとっ 一〇〇円程度を織込んでい |数市価は「織込み価格 飼 料 (数)を輸入し、 へと低下した。このため、製粉企業 以下に急落し、六二〇円、 また麬加工専門工場制度 このため製粉企業は、 た。 これらのため、 しかし昭和三二年 億円食管赤字を出

五.

五

### 戦後日本の製粉工業(下)

六一〇円、粉価九六八円とする麦価での採算表は(表39)のと の工場数減少要因は米豊作と麬市価下落も加味される。麬価格 とくに中小企業は大きな打撃を受けた。このように昭和三二年

95 (96) 日本麦類研究会『小麦粉』三六三、二九三ページ。

おりである。

98 97 同右、昭和二五年五月一八日 『日本食糧新聞』昭和二五年二月二〇日

三一三ページ。 中山憲『製粉春秋』東京パンニュース社、 昭和三四年一〇月、

(101) 小野武夫『日本小麦の経済的研究』千倉書房、 六ページ。 昭和一九年、 四

(100) 日清製粉株式会社『小麦経済と製粉工業』昭和四〇年、二五二

(102) 宍戸寿雄『前掲』および『食糧管理史Ⅳ』。 二九、四三二、四四四、四四八ページ。

(104)『食糧年鑑』一九五三年版、六〇六一ページ。 (103)中山憲前掲書、二九二、三一三ページ。『産業経済新聞』昭和 二七年七月二日。

(106) 同右、九〇ページ。 (105) 中山憲前掲書、一八八ページ。

(107) 同右、二五六ページ。

 $\Xi$ 「高度経済成長」期の製粉資本の集積・集中

日本経済は、 昭和三〇年代に入るとともに「高度経済成長」 製紛資本の蓄積

おいても大企業に数えられている)に、スイス

年

り労働力を折出し、重化学工業中心の成長であ 期を迎える。それは、輸入麦に依存し、 った。この過程で、大手各社を中心に、製粉資 農業よ 100万円)

本の集積・集中が進んだ。

製粉工業部門では、昭和三〇年に戦後第二期

が、三五年には四四億七五〇〇万円、三六年に 投資額は年間に二三億六五〇〇万円 で あっ た 増資期に入った。製粉五社の昭和三四年の設備

の増資期を終り (表33)、

昭和三五年に第三の

は四三億○四○○万円、三七年には三八億二三

投資の内容は、ニューマティック・フラワー・ミ ル(Pneumatic flour mill―気送製粉機)、サイ ○○万円と、増大している (表4)。 この設備

出し装置、本船接岸設備などである。 ーに代る、製造工程中の原料搬送方式であり、 ニューマ方式は、従来のバケット・エレベータ

る)、好色相の粉が生産可能といわれる。 であり、灰分の少い粉が等級の良い 粉 と され 低灰分(灰分量は粉の等級を定める重要な指標 ロ、小麦粉バラ発送装置、バラ小麦受入れ・積 この設備はまず、昭和三一年に静岡の富土製 (現在四大製粉に次ぐ能力を所有し近促法に 製粉企業上位五社設備投資推移

(表40) (単位 度 1961 1962 1957 1958 1959 1960 1963 1964 設備投資額 1,605 1,225 2,365 4.304 3,823 2,140 2,667

### (表41) 1万トン積本船バラ小麦、平面倉庫で荷役する場合と サイロで荷役する場合の経費の差

(単位トン当り円)

	亚西会康		⊐(B)	差(A)—(B)	
	平面倉庫 (A)	サイロ経由袋	サイロ経 由撤輸送 の場合	経由袋	サイロ経 由撤輸送 の場合
1. 経済ベースで荷役した場合					
水切りから ① 現状における接岸、 保管場所まで 沖取りの割合をブール した場合	859	413	413	446	446
② 本船接岸の場合	689	241	241	448	448
2. 麻 袋 代	1,390	1,390	0	0	1,390
3. 保管場所から工場までの経費(除く鉄 道運賃)	555	548	913	1	△329
4. 計(本船接岸の場合)	2,634	2,179	1,154	455	1,480
附)本船接岸のとき、サイロで1日 4,000 トン吸揚げ可能とした場合、これと同一 能力をあげるため、平面倉庫で強行荷役 をした場合	827	241	241	586	586

- (注) 1. 経済ベースで荷役した場合の①現状における接岸、沖取りの割合をプールしたトン当り単価は、37年度、輸入小麦(飼料小麦を含む)の荷捌形態別の受渡業務加算額を加重平均したもの。
  - 2. 経済ペースで荷役した場合の②の本船接岸の場合のトン当り単価は横浜港における実行単位をとる。
  - 3. 麻袋代は,37年度における麻袋の種類別使用割合でプールしたもの
  - 4. 撒輸送の場合の保管場所から工場までの経費(除く鉄道運費)の差は主に撒輸送のための貨車内資材費である。
  - 5. 平面倉庫で入庫時に撤穀類を袋詰する作業形態をとる場合には,1本船5ハッチとして荷役口数は5口,1口当り荷役能力400トンとみて,1日当り2,000トンが経済的荷役の限度とみなした。
  - 6. 強行荷役した場合のトン当り単位は、夜間割増50%を加算する。
  - 7. ニューマによる吸揚能力 2 基で1日(8時間稼働)当り平均 2,000トンのとき の労務人員は約30名,平面倉庫の岸壁に本船接岸し,袋詰,保管する場合1日2,000トン荷役に要する労務人員は約250名。

(食品工業改善合理化検討資料より)

諸設備によって、大企業工場と小企業工場の格差は拡大した。 備、一万トンの原料サイロ。昭和三五年、横浜工場専用線内バ 要性がました。 差である。 点から、 生産諸条件の差の重点は、良質の粉を生産可能か否か、という 原料専用貨車バラ受け設備設置。 粉バラ発送装置。 名古屋工場七、〇〇〇トン原料サイロ。 ラ小麦積出し装置新設。三六年、 粉横浜などをはじめ、 五年日粉神戸、 に日清製粉が同じくビューラー社から輸入したプラントを神戸 ン原料サイロ、 ○トン原料サイロ、神戸工場、一万トン原料サイロ。三七年、 日粉が横浜工場に、その他日穀製粉に。三四年、日清宇都宮。三 工場に、 へ導入された。 東京工場四、二〇〇トン原料サイロ、大阪工場、二、三〇 五〇〇トンの原料サイロ。三四年横浜工場に本船接岸設 ーラー・ バラ外麦受入れ設備、 ドイツ、ミヤグ社からの輸入プラントを鶴見工場に、 日本製粉についてみるに、昭和三三年東京工場 また、サイロは外麦のバラ輸送増加によって必 名古屋工場小麦粉バラ発送装置設置、これらの 同東京。三六年日清坂出、日粉神戸。三九年日 ブラザース社から輸入され、つづいて、三三年 (表41)は平面倉庫荷役とサイロ荷役の経費の 四一年小山工場四、 昭和産業、日東製粉、および中堅企業工場 小麦粉バラ発送装置の有無、優 四二年神戸工場五、三〇〇ト 横浜工場一万トン原料サイ 五〇〇トン原料サイロ、 四〇年、 横浜工場小麦

> 時干葉製粉とならんで、 は廃棄して新設備導入がおこなわれるばあいが多い。 地条件の獲得などを目的とし、機械設備は目的とせず、 にみられる。ただし、他企業の買収は、原麦売却枠の購入、 産設備能力=一九○トン―昭和三九年)による日の本食糧工業 加が予定されていた)の買収(昭和三九年)。 設備能力=一七五・〇トン)の系列化(昭和三七年)と山 ニトン―昭和三九年) 三五年)の買収 日本製粉による大阪製粉(日産設備能力二〇四・ (日産設備能力=一五〇・四トン) (日産設備能力=一一二・四トン―昭和三九年、 (昭和三五年) の買収。 千葉出州地区食品コンビナート と城北工業 昭和産業による神港製粉 の買収 (日産設備能力=八 (昭和三九年) 柄木田製粉 五卜 昭和三九年 ン (日産 昭

### 商社による系列化

2

菱の会社」といわれている。 命)を合せて、 その他三菱系 (三菱銀行九・〇%、 を送り込んでいる。 製粉晴海工場の建設費三○億円を融資し、 菱商事と日東製粉の結合である。 粉資本と商社資本の結合の過程でもある。 この 「高度経済成長」期における設備投資の増加過程は、 昭和三六年には、 過半数を占めている。 持株比率は、 三菱商事より日東製粉へ社長、 三菱商事は昭和三〇年、 商事で三○・九%であるが、 東京海上火災保険、 日東製粉はこのため、「三 代表的な事例は、 日東製粉の総代理店 明治生 日東

この期には、

また、

製粉資本の集中も進行した。

たとえば、

五五五

業が製麵企業や製パン業を完全な支配下におくのである。(表工業の合理化、近代化資金の援助というかたちで商社や製粉企

は生産能力別に任意抽出調査をおこなった東京近郊の製パ

っておこなうものと、製粉資本が主体となっておこなうものが

何れのばあいも、

「高度経済成長」期における第二次加

第二次加工業者との結合も顕著である。

第二次加工業者(実需者)の系列化は、

商社資本が主体にな

粉資本と商社資本の資本的・人的結合がみられるが、さらに、

以上の数例にあるごとく、

「高度経済成長」期のなかで、製

昭和産業は湯浅商店、三菱商事(商事による持株比率=二・も、物産で日粉の小麦粉の五〇一六〇%を販売している。し、日本製粉の最高株主は三井系企業である。製品販売の面でし、日本製粉は戦前三井系であったが、 戦後もこの関係は復活

べ九%)および伊藤忠商事(同=二・○%)と密接である。 大九%)および伊藤忠商事(同=二・○%)と密接である。 東洋綿花(持株比率=三・三三%、第六位)、東洋綿花(同、五・七%、第三位)、 製品販売には三井物産も介入して(同、五・七%、第三位)、 製品販売には三井物産も介入して(同、五・七%、第三位)、 製品販売には三井物産も介入して(同、五・七%、第三位)、 製品販売には三井物産も介入して(持株比率一・七○%、第九位)、製品販売には同じく三井物でが進出している。 奥本製粉(大阪)の製品販売には丸紅飯田産が進出している。 奥本製粉(大阪)の製品販売には丸紅飯田産が進出している。 奥本製粉(大阪)の製品販売には丸紅飯田産が進出している。 奥本製粉(大阪)の製品販売には丸紅飯田産が進出している。 と安宅産業が入っている。

### (表42) 規模別製パン企業借入金高(昭和39年)

### (単位 千円)

	A	В	С	D	Е
資本金(万円)	200	100	75	150	40
日産小麦粉処理 能力(袋=22kg)	300 袋以上	51~100 袋	21~50 袋	11~20 袋	1~10 袋
従業員数(%)	176	57	7	3	2
用途借入先	設備 運転資金 資金	設備 運転資金 資金	設備 運転 資金	設備 運転 資金 資金	設備 運転 資金 資金
全 国 銀 行	22,500 36,750				
中小企業金融機関	1,900 13,000	2,500			
政府関係金融機関		1,834	500		
協同組合					
関 連 企 業	38,100				
その他		1,092			
<del>āl</del>	62,500 49,750	2,500 2,926	500		

(県パン連調査)

昭和産業が一・六七% 役をおこなっており、 パンの小麦粉のほぼ全 である。なお、三井物 であるといわれる。 量が日清製粉の小麦粉 の出身であり、山崎製 杉並工場長は日清製粉 金五億円)の取締役で 八年七月一日現在資本 と製パン資本との結合 借入れている。 (第一一位)の持株比率 産業の製粉部長が監査 本金三億円)は、昭和 三八年三月二〇日、資 の実例をみよう。 ○万円を関連産業から ン業者の実態である。 Aは設備資金三、八〇 さらに、大製粉資本 第一屋製パン(昭和 山崎製パン(昭和三

### (表43) 大製粉企業の関係会社

	(2	×43)			/) <u></u>	~··	/内   示 云 1	_									
				B	清	製	粉		H	本	製	粉		昭	和	産	業
			:	企 :	業 :	名	持株比率	企	:	笔 名	,	持株比率	企	: 業	き 名	1	持株比率
飼		料	B	清	飼	料	100.0(5)	ニッ	プ	ン飼	料	100.0(2)	九州	I 昭	産 飼	料	
														戸	パ		90.0
製	パ	ン													いパ品コ		78.0 75.0
汉	,,														品工品		13.0
													労	研	食	品	
即	席	麵											エリ	) —	ト食	品	
	力口二,	スハ	l		フー				,プ	ン[食	E糧	100.0(3)			食	品	100.0
ゲッミッ	ッテ <b>イ</b> ク ックス等	r 一 キ 手			D C - マカ		55.0(2) 56.6(1)						昭	産っ	, –	ŀ.	
			*		- 4 //		30.0(1)				-		コピ	[]	東京	١	
菓		子											ŀ	\渡:	辺製:		50.4
製		粉						松	尾	製	粉	50.0	神神	港	製	- 米	70.7
		120	_					124	Æ	<i>3</i> ×	123	30.0	信	濃	商	事	
													昭		商商	事	91.6(6)
販		売											宝日		商	業事	100.0 76.1
							l .		v				安	音	3	幸	
運		送						三	運	輸倉	庫	100.0	昭	和	運	輸	53.3
			日	本清	節製	絹		1	広		業	l .	渥	美	化	学	
			日才		製 : ン :	紙 タル				y リ ノ 不重		100.0(6)	日 濃	州	澱	澱粉	70.0
そ	Ø	他	酵日	清	化	母学							九	州	産	業	100.0
					建産:	-	1						1		ァー 、タ		
			嘉	JII	産	業							V	_	-	ン	
													昭産	ヹヷ゙゙゙゙゙	コイラ	ź —	

(注) ( ) 内数字は役員派遣数、(資料)『有価証券報告書』

東洋綿花が一・八〇%(第六位)の持株比率を占めている。産が六・八〇%(第二位)、 伊藤忠商事が三・三三%(第三位)、

いては、湯浅商店(昭和産業の総代理店で株主、持株比率七・船橋食品(昭和三八年四月一日現在資本金一・二億円)につ

日清食品(昭和三九年三月三一日現在資本金二・二五億円)り、昭和産業−湯浅商店−船橋食品の原料系列をなしている。四七%=第一位)が、持株比率二・三○%=第八位を占めてお

は三菱商事

(持株比率四・一三%=第六位)、伊藤忠(同、第一

る。

製粉が占めている。 製粉が占めている。 製物を締結しており、取締役に三菱商事油肥部長、伊藤忠商事工位)、東食(同、第一三位)の三社と、昭和三四年に総代理店

逐し、小資本の市場を迫奪する。への支援は、実需者の大規模化を容易ならしめ、小実需者を駆とくに、旧財閥系銀行資本を背景とする商社の系列下実需者

は、流通経路を資本系列にそくして再編する。こののような、製粉資本、商社資本、第二次加工業資本の結合

度を確立したが、小製粉企業は 特約店を もたない。 したがった。この後、各大製粉企業は排他的な販売機関である特約店制立によって、同公団の解散した昭和二六年三月まで 担 当 さ れ体によって担当されたが、昭和二三年二月、食糧配給公団の設団(二一年一○月解散)によって担当され、その後私的統制団団(二一年一○月解散)によって担当され、その後私的統制団団(二一年一○月解散)によって担当され、その後私的統制団団の小麦粉の流通過程は、昭和二一年一○月までは食糧営工業を確立したが、小製粉企業は、野和二一年一○月までは食糧営工業を確立したが、小製粉企業は、野和二一年一○月までは食糧営工業を確立したが、小製粉企業は、野和二一年一○月までは食糧営工業を確立したが、小製粉企業は、野和二一年一○月までは食糧営工業を確立したが、小製粉企業は、野和二一年一○月までは食糧営工業を確立したが、

戦後の日本製紛工業(下)

⑴大製粉工場→特約店(元卸)→現物問屋(二次卸)て、小麦粉の流通経路は次のように二大別できる。

者(製パン、製麵業など)。

②小製粉工場→実需者。

して、もしくは、特約店として既存の特約店と並列に、介入すい。大工場のばあい商社は工場と特約店のあいだに総代理店とが不可能なためである。商社の介入は小工場では問題とならなが製粉工場の実需者への直売は、中間商人への商業利潤分割

より顕著となった商社の特約店加盟は、資本力を背景に商慣習存特約店の発言力が大きいといわれる。しかし、昭和三五年頃ておらねばならず、また、特約店に新規加盟するばあいは、既一般に、大製粉企業の特約店になるには、一定の条件を満し

三菱商事が日東の総代理店となったため、すべて商事を通して日東製粉と三菱商事のばあい、日東製粉の既存の特約店は、を無視しておこなわれることが多かった。

製品を購入することとなった。

和四 日穀製粉(長野、 一年より裏日本への製品販売をおこない、四二年から関東 設備能力=三四七・二トン)では丸紅が昭

地方へ日商が販売をおこなっている。

○%弱、四一年で二○%程度と推定されている。(108)(1

0

製粉資本―第二次加工資本という系列間の競争である。 資本相互間、第二次加工業相互間の競争ではなく、商社資本— 業者のウインド・ベーカリー化もこの結果であろう。 原料、製品の系列を破壊する。この段階での市場競争は、製粉 この商社―製粉工場―第二次加工業の系列は同時 に 既 存

商社資本の製粉企業および第二次加工業への積極的進出の理 卸商人の小麦粉中間利潤は二%程度であるといわれる。

由は、 であるが、 で利潤をえるために国内市場を整備せんとするところにある。 加工資本の集積・集中過程で必要とされる資金確保と商品販売 |「自由化」・製粉資本「自由化」後も、小麦貿易と製品販売 製粉資本の側よりみれば製粉資本の集績・集中、第二次 商社資本の側よりする系列化の最大目的は、 小麦輪

されるように、財閥の一分枝をなしていた。財閥商社は原料輸 戦前、 製品輸出を担当し、 財閥解体でこの関係は一応切断された。 製粉資本は、日本製粉=三井、日清製粉=三菱に代表 対外進出は商社の力をもっておこなっ

宅、

第一物産など三七社であった。

商社が小麦輸入に関連を持つのは次の点においてであっ 占領軍の貿易管理下で、商社の原料輸入は不可能とな

た。

三菱、 足した。 三菱は七月三日解体指令で退会)であった。七月より輸送業務 会員は全部で一五社で、商社としては兼松、 取扱商業組合がこれに代って発足し業務を引継いだ。 貿易庁の業務を代行したのにはじまる。この小麦輸入協会は昭 よび中央食糧営団とともに、輸入小麦積載船から食糧管理局引 閉鎖機関に指定され、 定されていた。 以前どうよう輸入港内本船荷役、 ハンドリングが指名制から入札制に変った。 が貿易庁から食糧貿易公団にうつり、同一○月より、輸入船の 和二二年五月一日閉鎖機関に指定され、六月一日に、輸入食糧 渡(食糧管理局指定地=製粉工場または倉庫)までの輸送などの まず昭和二一年に設立された小麦輸入協会会員として、三井、 湯浅、安部幸などであり、三井、三菱などは準会員(三井 兼松など一三の商社が、 会員商社は日綿、 昭和二三年三月、輸入食糧取扱商業協同組合は 五月にあたらしく、輸入食糧協議会が発 兼松、 日清、 岩井、湯浅、 貨車輸送、倉庫入れなどに限 日粉など一五製粉工場お しかし契約業務は 日綿、 日商、 岩井、 当時の正 Н

ようになったのである。 年三月から麦の、つづいて六月からは米の輸入業務を担当する 輸入附帯業務を担当しているのみであった。 このように、戦後、 商社は本来の輸出入業務はおこなえず、 しかし、 昭和二五

もともと食糧品、 特に大麦や小麦の貿易は世界的にみても

				11/ 11							(10)
商神	± #	召和	32年	35年	41年	商社		昭和	32年	35年	41年
Ξ		井	11.6	11.7	11.5	加		商	1.0	1.0	1.0
日		綿	10.9	11.3	11.2	ラ		サ	0.7	0.7	0.7
Ξ		菱	10.0	9.5	9.5	加		藤	0.7	0.7	0.6
兼		松	9.6	9.1	9.0	東		貿	0.7	0.6	0.6
伊	藤	忠	7.3	7.2	7.2	Ξ		洋	0.6	0.6	0.6
丸		紅	6.3	7.1	8.3	明		和	0.3	0.3	0.3
日		商	5.0	5.4	5.3	大		下	0.3	0.3	_
東		食	4.5	4.7	4.6	日	ŀ	ν	0.3	0.2	0.3
東		綿	2.9	3.2	3.2	伊	藤	万	0.2	0.2	0.2
江		商	2.9	2.9	2.9	太		洋	0.2	0.2	0.2
住		友	2.7	2.9	2.9	_		通	0.2	0.2	0.5
=	チリョ	ゥゥ	2.6	2.7	2.7	野		村	0.3	0.2	0.2
安		宅	2.7	2.7	2.7	野		崎	0.2	0.2	0.2
湯		浅	2.7	2.7	2.7	大		倉	0.2	0.2	0.2
金		商	2.5	2.5	2.5	浅		野	0.2	0.2	-
相		互	2.5	2.5	2.4	大		華		0.1	0.1
岩		井	2.4	2.3	2.3	和		光			0.1
東	邦	物	1.4	1.3	1.3	東	邦	商			0.1
新	東	亜	1.3	1.3	1.3	組		合			[0.1
東	通(朝日	(1	1.0	1.0	_	明	治	商			0.1
				·							

(食糧庁資料)

余地は少い」といわれるなかおり、日本の商社が活躍し得る され談合もなされている。この とされているが輸入実績が重視 (「外国産食糧買入要綱」第五) のものから売渡人を採択する」 類銘柄別に売渡申込価格の低額 でおこない、「船積期間別、 おりである。業者の決定は入札 商社別輸入シェアーは表4のと 年現在)である。輸入業者=貿易 の条件を満す三八社(昭和四一 億円以上の株式会社であるなど をうけたもので、払込資本金 登録ずみか、食糧庁長官の指定 二月二七日改訂)にしたがって 輸入業者登録規定」(昭和四〇年 渡しうるものは、「外国産食糧 易業務を再開したのである。 で、商社は昭和二五年以降、 少数の巨大国際資本が牛耳って 現在外麦を輸入し、政府に売

一五九

ためシェアーはほとんど変らず

は九七%を占めている。 大手商社の占拠率は非常に高く上位五社で約七六%、 一〇社で

円から四○○億円を、 動などはあるが、 外米麦の輸出国価格の季節的変動、 昭和三四年度に三菱商事、伊藤忠は三五〇億 三井物産も約四〇〇億円の外米麦を輸入 年による変動、 船賃の 変

しており、東綿、丸紅など

		(昭和	□34年	度)
輸入米麦売上金額 (億円)	商	社	名	
400~350	三菱,	伊藤忠		
350~300				
300~250	三井			
250~200	兼松			
200~150	東綿,	丸紅		
150~100	日商			
100~ 50	東食,	日綿,	江商	
50∼ 10	住友,	安宅,	相互,	湯浅
			*****	

商社別年間輸入米麦売上金額

がある。 市場を確保しておく必要 は、輸入による安定した 系列化はこれのためであ 工業、第二次加工業者の 利潤獲得のためには国内 され、さらに自由化され がこれにつづいている。 たばあい、商社にとって 外麦が政府管理から外 大手商社の製粉

### 集中促進政策 国家による原料売却方式をつうじての集積

る。

いて、本格化したとみてよい。

3

(表45)

採用、サイロ、バラ輸送設備の建設などを中心に設備投資をな し、また、商社との資本結合、 上よりあきらかに、この期に、 商社による流通経路の編成替な 各大企業はニューマ方式の

> 入増加のもとで、大企業「海工場」に有利な、立地条件を重視 場」に優利な政策がとられるようになった。すなわち、外麦輸 てきた。この期には、これまでの改訂以上に、 どがおこなわれ、独占製粉資本の支配力は強化された。 した割当政策が、より積極的に、とられるようになった。 資本の集積・集中に応じて、政府は原麦売却方式を度々改訂し 原麦割当方式もこれを促進した。四―2節でみたごとく、 大企業「海工 政府の

外売却分から実施されていた。だが、現地売却は「枠外」にお 担せねばならない。原麦運賃工場負担は、 であり、製粉工場は購入地から工場までの原麦運送費を自己負 た工場に売却する枠で、原麦所在地における売却 さらに当期の 分けて売却 する)の 「基 本枠」と「調整枠」を全量買受け、 日廃止)にたいする売却枠の一つであり、前期(一年を四期に 「枠外」売却枠は、「基本枠」、「調整枠」(昭和三四年七月 まず第一に昭和三三年度の「枠外」売却制度がある(表37)。 「基本 枠」と「調整枠」の全量買受けを確約し 一調整枠」のうち県 (現地売却)

運賃自己負担せねばならない。外麦増加という条件を考えたば 麦は産地倉庫、外麦は輸入港頭倉庫)という点にある。工場は み購入しうるのであるから、零細工場には関係のない枠であ いうまでもなく、「枠外」売却枠の特徴はこの現地売却 前期の全割当量と当期の全割当量の買入れを確約した工場 「海工場」に有利であることはいうまでもない。 分内

(表46) 外小麦のうちバラ売却量

大製粉資本「海工場」 さらに、 したがって生産=資本蓄積を進める中規模 この 枠外 の差を拡大する制度である。 売却制度と対応するものとして、 Щ 工場」と

昭 和

外麦バラ売量(A) (B)/(A) 度 量(B) 年 輸 361,700 2,190,100 16.5 34 36 575,200 2,181,000 26.4 27.8 38 783,500 2,819,000 41 1,161,000 3,016,000 38.5 (食糧庁資料) (飼料用小麦を除く) は大企業のサイロ建設、 以降五○○円である。この制度 き額は昭和四一年七月まではト ラのまま小麦を購入するばあ 三四年度からとられたバラ売却 ン当り三〇〇円であったが八月 い、値引きされる制度で、値引 値引き制度がある。これは、バ

バラ受

製粉 の買受量は昭和三八会計年度で 総バラ小麦買受量のうち、 にバラ小麦買受数量をみるに、 すめられた制度である。 入発送設備の建設と結合してす (日清、日粉、昭和、 日東) 企業別 四大

とトン当り三万五〇〇〇円である。バラ値引き制度は食管会計 七六〇万円である。 より五○○円に増加しているが、三○○円で計算して、二億九 八五•五%、 現在サイロ建設費は近促法実態調査による 九九万二〇〇〇トン、値引き額は七月

戦後の日本製紛工業(下)

引き総額は二億一千四〇〇万円となる。

九一・〇%、七一万三六〇〇ト

さらに、

昭和四

で企業のサイロ建設資金を支出する制度であり、 も必要としない、大製粉「海工場」である。 っとも利益をうる工場は、 バラ積み専用貨車も、 この制度でも 専用トラッ

とか、 当り数万円(近促法指定直前、一く二万円)で売買された。 近代化促進法指定以前までおこなわれ、枠は割当基準能力トン これを除去するためのものである。許可制実施後、原料割当枠 ため、原麦割当量が不足し集積•集中の阻止要因となっていた。 年間は二割の能力割当のみにして新増設を間接的に抑制せよ する原麦割当量は、能力割の二○%のみで、 許可制以前は、企業が設備を増加したばあい、 に実施された、原料売却枠の譲渡および移転の許可制がある。 がおこなわれるようになった。これは、昭和四一年の中小企業 の獲得を目的とする工場買収(設備老朽化で操業不能状態でも) て、実績割分を加える(これも中小企業の反対が多く、「五 さらに、資本の集積・集中を促進するものに、 「旧設備更新以外は割当をするな」とかの意見があった) 六ヵ月後 新増設備にたい 昭 和三三 はじめ

麬増産制度についてふれねばならない。 て位置づけられうる学校給食用小麦粉委託加工制度と、 次に大製粉「海工場」・製粉資本独占高度化・補強政策とし

麦贈与時代は翌二六年一一月に終り、二六年一二月からは小麦 五年七月アメリカ余剰小麦贈与を契機に発足した。 麦粉は委託加工制度が継続されている。 一般加工用小麦の買取加工制度への移行後も、 学校給食制度は昭 学校給食用 アメリカ小

おり委託加工で、指定 向にある。 用量の六~七%を占 万トンで国内総原麦使 用原麦はほぼ二五~六 量外麦であり、年間使 は徐々に減少してい が、その後国庫負担額 五%、三号=六五•五% 場開拓は全く不要であ く、原料購入資金、 政府に納入すればよ 量)の小麦粉を加工し ■○・五%の粉一定 製粉工場は規定(灰分 め、しかも年々増加傾 全額国庫負担であった マニトバ二号=六四 (昭和三九年の「四大 原麦は先にふれたと 学給用原麦小麦は全 しかも加工歩留は 市

### (表47) 規模別学校給食用小麦粉加工指定工場数

(昭和41年会計年度)

原麦			全工場数 (A)	指定工場数 (B)	原麦加エトン数量 (C) (トン)	(B)/(A) (%)	(C)/(B) (トン)
	~	20	252	1	202( 0.1)	0.4	202
20	~	50	58	5	6,097( 2.3)	8.6	1,220
50	~	100	74	51	56,211( 21.4)	68.9	1,119
100	~	150	28	28	42,801(16,3)	100.0	1,539
150	~	200	13	10	18,304( 7.0)	76.9	1,830
200	~		38	37	139,444( 52.8)	97.5	3,762
	計		457	132	263,059(100.0)	28.9	1,990

(資料) 食糧庁

### (表48) 学校給食用小麦粉基準加工賃

(22kg包装込)

_										(22108)	也表处人
		歩留	銘 柄		タン・ イ ト	ダーク ドウィ		マント	バ2号	マント	バ3号
	年	月	工賃	基準歩留	基 準加工賃	基準歩留	基 準加工賃	基準歩留	基 準加工賃	基準歩留	基 準加工賃
	昭和	37.	7	% 75.5	円 -25.30		円 -64.20			64.0	
		39.	4	75.5	-24.80	72.0	-63.70	65.0	-171.40	64.0	-184.60
		40.	4	75.5	-24.80	強力(マ	ニトバ,	ダーク・バ	\- F • 1	ウインター	-)
		40.	8	75.5	-18.00			66.0	-145.20		
		41.	7	75.5	-21.80			66.0	-133.40		
		42.	4	75.5	-21.20			66.0	-153.10		
		43.	4	75.5	-24.90			66.0	-153.80		
								66.0	-157.80		
1				1		1					

(注) 加工賃がマイナスになるのは、 皴代金と相殺されるためである。

しら) にはてにない。 長) ) かこ さませかに 易つ むかこぎょっ 製粉 」 中庸設備での食糧庁実験では、マニトバ三号で七七・二

場にとっては有利な点で決定され、工場全体のコスト低下の要れ、加工賃はこれを参酌して決定されるが、技術的に優れた工九%)と非常に低い。残りの粉と麬は製粉工場の処分に委ねら

となっているといわれる。 因となっているといわれる。 因となっているといわれる。 因となっているといわれる。 まだ工場が転廃業したばあいその枠は「海工場」に指定替さた。 で総加工量の五三%を加工している。また、昭和三八年より内で総加工量の五三%を加工している。また、昭和三八年より内で総加工量の五三%を加工している。また、昭和三八年より内で総加工量の五三%を加工場の指定率が高い。二○○トン以上工場を指定工場が転換別指定工場数(表収)は、大製粉工場に多い。因となっているといわれる。

**數増産制度の法的基礎は飼料需給安定法にある。** 

能率企業がなる傾向が強かった。

め、大企業も非能率工場を「専門工場」としたし、中企業も非

あった。(第一条)という飼料需給安定法が成立したのは昭和二七年で(第一条)という飼料需給安定法が成立したのは昭和二七年で料の需給及び価格の安定を図りもって畜産の振興に寄与する」「政府が輸入食糧の買入、保管及び売渡を行うことにより飼

れ、有畜農家にたいする利子補給事業(二八年に立法化)がお昭和二七年には広川農相のもとで畜産振興十ヵ年計画がたてら用牛、にわとりなどの飼養頭数の増加で、飼料需要は増加した。その他、役肉乳牛は終戦直後一六万頭であったが、二八年には三二万三○乳牛は終戦直後一六万頭であったが、二八年には三二万三○

戦後の日本製紛工業(下)

これていた。現実には「専門工場」の将来性の見透し困難のたこれていた。現実には「専門工場」の将来性の見透し困難のたによって、また、飼養頭数の増加によって、上昇した。このような背景のもとに成立したのが飼料需給安定法である。「敷加工専問工場制度」が発足し、昭和三四年一二月には「一大を売却のみによっておこなわれていたが、昭和三三年二月に、「敷加工専問工場制度」が発足し、昭和三四年一二月には「一界の多くは数専門工場制は経済原則にあわない制度であり、一界の多くは数専門工場制は経済原則にあわない制度であり、一般製粉工場における数増産加工方式」が発足した。当初、製粉業般製粉業とは両立に対していた。しかし、一部では企業整備平行加工することを主張していた。しかし、中部では企業整備でれていた。現実には「専門工場」の将来性の見透し困難のたこれていた。現実には「専門工場」の将来性の見透し困難のたこれていた。現実には「専門工場」の将来性の見透し困難のたこれていた。現実には「専門工場」の将来性の見透し困難のたこれていた。現実には「専門工場」の将来性の見透し困難のたこれていた。飼料価格は、戦前の飼料供給地朝鮮、満州の喪失こなれていた。同様に対し、

連、全畜連、全酪連、全開連、工場会、うち全購連が全体の約の数を所定価格(時価)で、政府指定実需団体(全購連、日鶏麬五五%)と粒度(六○~六五%)で挽砕(単砕)し、所定量買受け、工場は規定歩留(昭和三九年四月以前麬六○%、以後買受け、工場は規定歩留(昭和三九年四月以前数六○彩、以後買や計工場」は、政府より、一般工場より約二割安く原麦を

れば、五〇トンから一〇〇トン規模工場が一三工場、一〇〇か間加工実績二〇〇〇トン以上の工場となっている。規模別に見敷増産専門工場の政府指定条件は日産能力五〇トン以上、年

四〇%を購入)に売却するものである。

(表49) 麬	増産用原麦売渡価格と一般加工用原麦売渡度価格表
---------	-------------------------

	小麦络柄	政府売渡予定価格 (トン当り)	専管一般増産別	備考
麬	FAQ(オーストラリア産)	円 27,625	一般増産	39. 5.14現在
増	W. W. (アメリカ産)	28,867	<i>"</i>	"
産	マニトバ4号 (カナダ産)	27,849	専 管	39. 4. 9現在
用	マニトバ5号 (カナダ産)	25,251	"	"
67.	マニトバ3号 (カナダ産)	35,980	<b>一</b> 般 加 工	39. 7. 1現在
般加工用	ハード・レッド・ウインター (アメリカ産)	34,500	<i>"</i>	"
崩	W. W. (アメリカ産)	35,200	//	"

- (注) 1. 一般増産は「一般製粉工場における数増産加工方式」による増産である。
  - 2. 専管は「麬加工専門工場」
  - 3. 一般加工用原料小麦政府売渡価格は 100 ㎏当り包装込価格から包装費76円を差引き10倍した。
  - 4. 皴増産(一般増産,専問増産)工場への売渡価格は裸価格である。

(資料) 食糧庁

拠率では「四大製粉」が約一九万トン(四五%)を購入してお 場となっており、その他日穀 製粉一○工場、 工場、 トン以上、年間加工実績、二〇〇〇トン以上工場に引下げられ かけて、日産能力一○○トン以上、年間加工実績六、○○○ト 売渡価格に比し低い。 の一般増産工場買受数量は、 ン以上の工場に限られていたが、三六年度以降、 一三四工場である。 た。指定工場数は当初四六工場であったが、三五年九月に六六 (長野、大阪)が、各二工場指定をうけている。昭和四○年度 般増産工場のばあいも、 なかでも、上位二社(日清、 三六年四月に一一二工場と漸次増加し、 四二万五、三八五トンで四万トン余り少い。 昭和産業四工場、日東製粉四工場、合計三三工 指定条件は、昭和三四年から三五年度に 四大製粉」は、 原麦売渡価格は、一般加工用原麦 専門工場の四六万七六七七トンに (長野県)、 日粉)で総買受量の三七・五 日清製粉一五工場、 東福(九州)、 四〇年現在で、 日産能力五〇 柄木田 日本

四〇年現在、このうちの二工場が日清製粉の系列下にあり、他東製粉の各一工場で残りは中企業の工場である。しかし、昭和なっている。合計二四工場のうち、大企業工場は日清製粉、日ら一五〇トン規模が一〇工場、一五〇トン以上規模が一工場と

購入しており、全工場買受量の三○%近くを占めている。

化事例に含まず)にあるといわれる。この系列四工場と日清製

日東製粉の各一工場、合計六工場で約一四万トンの原麦を

の二工場が日本製粉の系列化(ともに、さきの一般工場の系列

### 一般増産工場の麬増産用小麦買受実績 (表50)

(単位 トン)

	年 度	昭 和	1 34	37	,	40	)
企業	別	数 量	%	数 量	%	数量	%
日	清	11,199	27.3	64,323	18.1	75,976	17.9
日	粉	9,272	22.6	64,346	18.1	83,606	19.7
昭	和	5,954	14.5	16,132	4.5	19,177	4.5
日	東	2,403	5.9	6,343	1.8	10,285	2.4
小	計	28,828	70.3	151,144	42.5	189.044	44.4
中 小	製粉	12,195	29.7	203,863	57.5	236,341	55.6
合	計	41,023	100.0	355,007	100.0	425,385	100.0

(注) 昭和34年度指定工場数=46(うち日清=13,日粉=9,昭和=4,日東=2)。37年度 指定工場数=126 (うち日清=14, 日粉=10, 昭和=4, 日東=2), 40年度指定 工場数=134(うち日清=12,日粉=10,昭和=4,日東=3)

(食糧庁資料)

れた。

この両制度による麬加工工場は、

原麦価格が安く、

原

ば

三九年三月まで六〇%であったが、四月以降、

%を占めている。

麬歩留は、

専門工場のばあいと同じく、

昭

五五%に改訂さ

民にもたらす利益は皆無である。 畜産団体の安定法といっても過言ではない。 ぎの問題点は、 小麦粉は一般に数種類の銘柄の原麦を混合して挽砕 挽砕方法が単砕に限定されてい 大手製粉企業と る点 に

あ

ェヤーを著しく浸蝕した。麬増産制度による増産麬が、(113) ができるのである。とくに五〇トン以下の工場の生産・販売シ この安価な原麦を利用して、小製粉工場の市場を攪乱すること 工場における大企業の比率の高いことはすでにみた。 同程度の小麦粉に比し、 因となる。このばあい、この制度の原麦売渡価格が安いため、 なわれるため、麬需要増加のばあい、必然的に小麦粉過剰の原 小麦粉の需給関係によることなく、麬の需給関係によっておこ 工場では一般枠もせばめられる。 麦粉の原麦換算量を差引いて配分しているため、五〇トン以下 麦割当量は一般総枠から、専・増産小麦総枠より生産される小 り、工場の技術によっては、学校給食用小麦粉の委託加工の 般増産工場のばあいは工場の操業度を高めることも あいと同じく、相当のコスト・ダウンとなる。 さて、この制度の問題点は、次のような点にある。 低価格で市場に出廻わる。 この制度は、 しかしながら、原麦割当が、 麬増産指定 可能であ まず、 大企業は 酪農農

ごとく複数工場をもつ企業のばあいは、自社の他工場の製品とれるが、数増産用の原麦は外麦(昭和三七年産内麦は天候不順れるが、数増産用原麦として利用された。これが唯一の例外ら九月まで数増産用原麦として利用された。これが唯一の例外ら九月まで数増産用原麦として利用された。これが唯一の例外ら九月まで数増産用原麦は外麦(昭和三七年産内麦は天候不順れるが、数増産用の原麦は外麦(昭和三七年産内麦は天候不順れるが、数増産用の原麦は外麦(昭和三七年産内麦は天候不順れるが、数増産用の原麦は外麦(昭和三七年産内麦は天候不順れるが、数増産用の原麦は外麦(昭和三七年産内麦は天候不順れるが、数増産用の原麦は外麦(昭和三七年度)。

数需要増加にともない、この両制度による数増産用原麦数量を売却している専問工場は最低七工場を数えることができる。という特殊性が付加される。昭和四○年現在、他工場に小麦粉

は年々増加し、昭和四○年には、

原麦総挽砕数量四二二万七〇

却せねばならない。専問工場の系列化のばあい、この単砕加工

場のばあい、単砕粉の需要のないかぎり、

他工場に小麦粉を売

の混合が可能であるから問題はないが、一企業一工場で専門工

量の約三九%を占めている。(輸入麬は総供給量の約二三%、・三%を占めている。また、この制度による麬供給量は総供給総生産量二九七万七○○トンのうち二一万六○○○トンで七〇○トンのうち八九万三○○トンで約二五%を占め、小麦粉

的拡大としての果樹・畜産振興業の結果であり、原麦はいうまこの制度は、アメリカ余剰農産物と競合しない方向での選択

昭和四〇年)。

己の蓄積をはかったのである。大製粉資本はこの制度を利用して中小企業の駆逐を促進し、自工主義による日本麦作破壊、日本農業支配機構として作用し、でもなく、昭和三八年の例外を除き、外麦である。アメリカ帝

中小製粉企業の団体である全国製粉協議会は、五五%(歩留)

として進められている。 (115) への売却価格と同額にする「一元化」構想が近代化事業の一環 への売却価格と同額にする「一元化」構想が近代化事業の一環 の緩和(五〇トン未満も指定するように)とならんで主張して の緩和(五〇トン未満も指定するように)とならんで主張して の緩和(五〇トン未満も指定するように)とならんで主張して の緩和(五〇トン未満も指定するように)とならんで主張して の緩和(五〇トン未満も指定するように)とならんで主張して の緩和(五〇トン未満も指定するように)とならんで主張して のとして進められている。

和三〇年一月、二九四ページ。(108) 上村「製粉業の構造変化と体質改善」(中小企業研究を引入している外国資本。東洋経済新報社、昭(108) 上村「製粉業の構造変化と体質改善」(中小企業研究センター

定基準について」 (110) 昭和三八年三月一九日通達「政府所有麦類の委託加工工場の選

(112) 同右、三四九ページ。

(111) 中山憲、前掲書、三五四ページ。

(113)全国製粉協議会『小規模製粉の窮状とその対策』(113)全国製粉協議会『小規模製粉の窮状とその対策』(114) 日本 三旦ガン 一き

昭和四〇年、

三ページ。

(114)全国製粉協議会『我々の要望する中小製粉企業対策』昭和四一

(115) 全国製粉協議会『小規模製粉の窮状とその対策』三ページ。年、八ページ。

# 六 「開放経済体制」下の製粉工業「近代化」政策

### 1 独占資本による「近代化」論

戦前、

日本資本主義は、

半封建的零細農耕と、

植民地農業を

競争力強化の方針をとっている。 一般では、アメリカの圧力で余剰小麦を多量に輸入し、米とり、戦後は、アメリカの圧力で余剰小麦を多量に輸入し、米をの、戦後は、アメリカの圧力で余剰小麦を多量に輸入し、米基盤とする低米価低賃銀政策、帝国主義的低米価低賃銀政策を

要とし、原麦の現地売却(本庁)枠を拡大し(表52)、食品工業外麦輸入増と外資進攻を前提としての、製粉工場の強化策を必してきた(表51)。 さらに、政府も「開放経済」にそなえて、製粉工業は輸入外麦増加に対応して、「海工場」能力を強化

昭和四一年七月以降、普通外麦屯当り二八〇円、強力・準強力のである。政府は、現地売却の拡大による運賃増加分として、以前に、自由化予備段階として、「近代化」を推進せんとするもら工場までの原麦輸送を工場に委ねるものである。小麦自由化ら工場を加入本土の原麦輸送を工場に委ねるものである。小麦自由化のである。小麦自由化に備えて、輸入港かコンビナート計画を推進し、「近代化」を推進している。

年六月)は「当面する品工業白書』(昭和四二年六月)は「当面するの調査報告書、『食

食品工業改善合理化研

外麦を二四〇円値下げしている。食管負担による大企業「海工

場」優偶政策であることはいうまでもない。また、

四二年七月

に如何に対処するかで ち貿易・資本の自由化

体制への移行、すなわ最大の問題は開放経済

あり、食品工業施策は、

「銘柄間格差是正」の方向がうちだされた。これは従来

戦後の日本製紛工業 (下)

を基礎に原麦売却価格(用途)別小麦粉価格国内における原料銘柄

格・政府買入価格を基を、銘柄別国際市場価を決定していたもの

対策である。 されも「自由化」準備 はに決定するよう是正

副社長を会長とする、た、渡辺伍良森永乳業た、渡辺伍良森永乳業をむかえて政府が作っ

- れ う格 市場 一 格 ・ 場 ・ 場 ・ の

### (表51) 設備能力中臨海工場設備能力占拠率(昭和41年)

		総 能 力 (A)	臨海工場能力(B)	(B(/(A)
全	国	29,638.5	8,952.2	30.2
B	清	6,439.8	3,271.1	50.8
Ħ	粉	5,529.9	4,041.2	73.1
昭	和	1,493.0	469.7	31.4
日	東	964.8	744.4	77.2
4 大	製粉	14,427.5	8,526.4	59.2

(注) 臨海工場とは、工場付属サイロ所有する臨海の工場とする。

(資料) 食糧庁

一六七

実績・事務所能力トン							昭36.	4.	4. 1 昭40. 7. 1					
能力別本庁枠別					'トン 	~100   100~			~100	100~500		500~		
-	実績割		80	事務所	枠		65		60		65	60		55
天.			80	本 庁	枠	35		40			35	40		45
44	能力		20	事務所	枠		65		60		65	60		55
肥				本 庁	枠		35		40		35	40		45
		昭41	1. 7				昭 4	2			昭 43			
~1	00	100~	~500	500~	~	100	100~	~500	500~	, ]	~100	100~50	00	500~
	60 50		50	35	50			40	15	5	40	30		0
	40 50		50	65	50			60	85	5	60	70		100
	60 50		50	35	50			40	15	5	40	30		0
	40	50		65		50		60	85	5	60	70		100
昭 4 4						R	45	(計画	i)		昭 46 (計画)			
~10	~100 100~500		~500	500~	~:	100	100~	500	500~		~100	100~50	00	500~
;	30 20		0		20		10	(	0	0	0		0	
	70 80		100		80	:	90	100	)	100	100		100	
;	30 20		0		20		10	C	)	0	0		0	
	70 80		100		80	9	90	100	)	100	100		100	

強化をはかることを目標において推進されなければならない」(116)(分後とくに国際的視野にたって生産性を向上し、国際競争力の

関連のもとに、すすんで国の援助により育成を図るべきであろ関連のもとに、すすんで国の援助により育成を図るべきであろについて、『食品工業については、農業政策との一体的について、『食品工業白書』は「現情では国内農業る。この点について、『食品工業白書』は「現情では国内農業る。この点について、『食品工業白書』は「現情では国内農業としての「生産性向上」、「合理化」が主流を占めている点であた。また、それを通じて、原料農産物の安定確保をはかりうるな、また、それを通じて、原料農産物の安定確保をはかりうるな、また、それを通じて、原料農産物の安定確保をはかりうるな、また、それを通じて、原料農産物の安定である。

益である」。 益である」。 益である」。 は、 豊業保護という名の下にその発展を制約す業業種については、 農業保護という名の下にその発展を制約す 業のである」。

国際価格による有利な入手に努むべきである」(3)「国産原料に はかる」②「主要な海外原料については極力自由化を促進して 大量供給体制を確立し、あわせて海外の適地適産原料の確保を の零細原料供給源(=農業―引用者)を保護するよりも、 の国際競争力強化はほとんど望みえない」、したがって印 ような不合理が抜本的に改革されないかぎり、 トが七○~八○%という食品工業にとって、原料供給面のこの 不当な高価格で定められている。製造コスト中原料費のウエイ 生産者(=農民-引用者)保護を理由として国際価格と比較して 大の傾向にある。 量の海外原料に依存し、しかも後者への依存率が年をおって増 る。すなわち「わが国の食品工業は概して少量の国内原料と大 化」こそ、 政府、 独占資本の意図する政策だということであ リカ農産物を前提としての食品工業の「生産性の向上」、「近代 であることは周知の事実である。以上よりいえることは、 リカの余剰農産物と競合しない方向での「選択」路線上のもの 料を国内農業に依存するか否かを決定せよというので ある。 「農業構造改善」が「農業生産の選択的拡大」すなわち、 すなわち、「農業構造改善」に合致するか否かによって、 しかるに、これら原料価格の決定が国内原料 わが国食品工業 アメ その アメ 原

政策態度を堅持」せねばならない、としている。

化のためには国内農業の犠牲もやむなしというのである。 れい方式」を採用すべきである、としている。牛乳の不足払い がある。といては、抜本的な農業の構造改善により、国際価格なみ、ある のごとく、必要額以下の予算措置をしておき不足差額を輸 入差益金でまかなうならば、結局外表輸入量は増加し、国内表 入差益金でまかなうならば、結局外表輸入量は増加し、国内表 大差益金でまかなうならば、結局外表輸入量は増加し、国内表 大差益金でまかなうならば、結局外表輸入量は増加し、国内表 大差益金でまかなうならば、結局外表輸入量は増加し、国内表 大差益金でまかなうならば、結局外表輸入量は増加し、国内表 を駆逐することにしかならないであろう。要するに食品工業強 としている。年乳の不足払い はのためには国内農業の犠牲もやむなしというのである。

的に進めるべきであるとしている。(120)に努力するとともに、収益確保のために、経営の多角化を精力化をはかる、⑶製粉会社は一次製品である小麦粉の価格引下げ臨海工場の充実、輸送費の節減合理化と、工場の大型化・近代臨海入小麦は食管会計による統制から除外し、自由化する。⑵

つぎに「提言」のいうところをきこう。製粉工業については、

策である。

米価低賃銀を必要とするときに、小麦の食管管理は国際競争力入できるようにする。貿易、資本の自由化を迎えて、もっとも低要するに、小麦を自由化して、国際価格並で、製粉工場が購

ŀ

の設置目的は「食品工業が開放体制への移行に対応して国際

らしめねばならない。これが、政府=独占資本の考えである。食品工業の「近代化」を推進し、低価格小麦粉の生産を可能な食品工業の「近代化」を推進し、低価格小麦粉の供給を可能ならしめるようにせねばならぬ。外低価格小麦粉の供給を可能ならしめるようにせねばならぬ。外低価格小麦粉の供給を可能ならしめるようにせねばならぬ。外低価格小麦粉の供給を可能ならとある。小麦を自由化し、安く供給できれば小麦粉を弱めるものである。小麦を自由化し、安く供給できれば小麦粉を弱めるものである。小麦を自由化し、安く供給できれば小麦粉を弱めるものである。

### 政府による「近代化」政策

2

以上の方針により、政府が追求したのは、食品コンビナート⑴ 食品コンビナート

と、「中小企業近代化」の名のもとでの中小製粉企業切捨て政

リーとする「臨海コンビナート」が積極的に推進され、内陸・ とせられている。しかし、現実には、製粉、製油、製糖工場を(123) ならしめる」ものとせられている。種類としては、「輸入農産用、副産物、中間生産物の効率的利用、市場への安定等を可能 原産地コンビナートは皆無である。 クス、マーガリンなどの二次加工工場をブランチ・インダスト キー・インダストリーとし、麵、パン、マカロニ、ケーキミッ 当然、畜産コンビナート、果樹園芸コンビナートが中心となる」 ビナートは「農業選択的拡大を容易にすることを前提として、 物の加工を中心として形成される臨海コンピナートと国内農畜 中間商業利潤を節約し、……コスト低下して、 心に「数種の食品工業及び関連産業が……パイプ又はベルトコ 競争力を身につけること」にあり、具体的には穀物サイロを中(121) 水産物を原料とする原産地コンビナート」があり、原産地コン ンベアーにより結合され……原料製品の輸送過程の諸経費及び 原料の総 合利

っているようである。 昭和三九年当時の計画では、千葉出州地区、博多港、岡山水昭和三九年当時の計画では、千葉出州地区、博多港、岡山水昭和三九年当時の計画では、千葉出州地区、博多港、岡山水田和三九年当時の計画では、千葉出州地区、博多港、岡山水田和三九年当時の計画では、千葉出州地区、博多港、岡山水田和三九年当時の計画では、千葉出州地区、博多港、岡山水田和三九年当時の計画では、千葉出州地区、博多港、岡山水田和三九年当時の計画では、千葉出州地区、博多港、岡山水田和三九年当時の計画では、千葉出州地区、東京

もしくは含む予定のものは、石巻、鹿島、千葉(千葉製粉、日このうち、キー・インダストリーに製粉を含んでいるもの、

戦後の日本製紛工業(下)

その他三井物産も食品コンビナートを建設予定)。 油、飼料、食品メーカーを統合するコンビナートを建設予定、 戸にはこの他に、東洋綿花が六万トンのサイロを建設し、製 である。昭和産業はこの他、鹿島灘にも建設予定である。 万平方メートル)は昭和産業とその系列会社よるコンビナート 食品コンビナートとなる。また船橋(完成後サイロ能力一万ト は予定用地面積約八三万平方メートル(契約済約五七万平方メ 和三五年一月)と神戸(サイロ能力五万トン用地面積、六・七 ン、用地六・六万平方メートル、土地売渡価格、八、〇〇〇円 粉、太陽製粉)などである。このうち、千葉食品コンビナート 清製粉)、 トル当り五〇万円―昭和三九年現在)で、完成後は日本最大の ートル、土地売渡価格、坪当り一八、五〇〇円、水際線、一メー 船橋 (昭和産業)、 神戸東部、日明、博多(東福

として、年間原麦処理量一五万トン(小麦粉=一一万五、五〇〇として、年間原麦処理量一五万トン(小麦粉=一一万五、五〇〇製粉、中型では、千葉製粉、東福製粉、太陽製粉などがある。 同社は「四大製粉」のうちでは「海工場」能力を増加さす必要がある企業である。大手では外に日清場」能力を増加さす必要がある企業である。大手では外に日清場」能力を増加さす必要がある企業である。大手では外に日清場」能力を増加さす必要がある企業である。大手では外に日清場」に大手商社、行業製物、大局製粉を業では、業は、大手商社、およびその関係会社が多い。製粉企業では、業は、大手商社、およびその関係会社が多い。製粉企業では、大手商社、およびその関係会社が多い。製粉企業では、大手商社、およびその関係会社が多い。製粉企業では、大手商社、およびその関係会社が多い。

トン、麬=三万四五〇〇トン。日産能力=三二〇トン)のばあい

### 戦後の日本製粉工業(下)

内消費率を小麦粉=三○%、敷=二五%とすれば、一億四、二三、七○○円、敷トン当り一、六四○円とされ、コンビナートコンビナート内消費による流通経費節減額は小麦粉 トン 当り

○○万円(他に管理費も節減される)となる。

を建設し、零細製粉資本の「山工場」を駆逐し、低労賃の基盤ー)を建設することは、外麦輸入に適した立地に、高能率工場(いくつかのコンビナートでは製粉工場がキー・インダストリの劣以下である。にもかかわらず、新たに 食品コンビ ナート現在でも、製粉工場の操業度は非常に低く、零細工場では一現在でも、製粉工場の操業度は非常に低く、零細工場では一

をもたらすものといえる。強め、アメリカ農産物市場の拡大、国内農産物である米の駆逐強め、アメリカ農産物市場の拡大、国内農産物である米の駆逐力を

として、低価格小麦粉を供給することにある。

の外国資本の進出もつたえられる。 食品コンビナート地域ではないが、輸入穀物受入れサイロへ

### 中小企業整理政策

昭和四一年には製粉工業が中小企業近代化促進法の指定業種小企業近代化促進法を制定したのは昭和三八年であった。
い方が「中小企業の近代化」を目的に、中小企業基本法、中の政府が「中小企業の近代化」を目的に、中小企業基本法、中による、中小製粉企業の切り捨て政策を実施した。
なられて、中小企業が代化促進法サートを積極的に推進したが、今一つ、中小企業近代化促進法サートを積極的に推進したが、今一つ、中小企業近代化促進法サートを積極的に推進したが、今一つ、中小企業近代化促進法サートを積極的に対して、

となった(除、「四大製粉」と富土製粉)。

製粉工業にたいする近代化の要請は次の点にあるとせられて

いる。

「近年わが国の開放経済体制への移行に伴い、原料小麦が食管理制度下にあるとはいえ、小麦粉が国際商品であることから小麦粉製造業の国際競争力の強化が要請されてきている」しら小麦粉製造業の国際競争力の強化が要請されてきている」というが、製品である小麦粉は主食であるため生産力の向上により、これを極力吸収するよう要請されている」。「要請」が何によるかはあをうかではないが、ともあれ、「開放経済体制」を迎えての国際競争力の強化と、低労賃の基盤としての低価格小麦粉の必要から、製粉工業の生産性をあげねばならない。このことが要請から、製粉工業の生産性をあげねばならない。このことが要請されている、ということである。

政府が如何なる方法を考えているかを見よう。 政府が如何なる方法を考えているかを見よう。 政府が如何なる方法を考えているかを見よう。 政府が如何なる方法を考えているかを見よう。 政府が如何なる方法を考えているかを見よう。 政府が如何なる方法を考えているかを見よう。

二、「設備の近代化」、「経営管理の合理化」などをする必要政府はこのために「企業構造の高度化」、「適正生産方式の導

があるとしている。

神する内陸工場の三方式が設定された。 でいるが、収益性の面では規模との関連が明確でないとの結論 でいるが、収益性の面では規模との関連が明確でないとの結論 を設備能力がおおむね二四○トンの事として内麦を挽 を設備能力がおおむね二四○トンの事として内麦を挽 を設備能力がおおむね二回○トンの事として内麦を挽 を設備能力がおおむね一○○トンの語海工場、②月 を設備能力がおおむね一○○トンの語として内麦を挽 でないとの結論

製粉用原麦購入のばあいはトン当り二〇円、 導入、41廃業工場に助成金および見舞金をだす、というもので とにある。 「近代化」助成事業の内容は、さきの⑴適正生産方 粉企業「近代化」基金積立と「近代化」助成事業をおこなうこ とする製粉振興会が昭和四一年に結成された。 はその上に一二五円、その他同倉加算金二五円が加算されるな 粉工場が政府から原麦を購入するばあい、トン当り一定金額の 式工場の新設、⑵臨海共同穀物サイロの建設、 など四団体によって、「自主的」な「近代化」事業実施を目的 合理化施設の導入および製粉部門の廃業助成のために、 企業団体)、 増産ふすま中央協議会、飼料小麦加工専門工場会 合全国製粉協議会(中小製粉企業団体)、 この適正生産方式工場の新設、臨海共同穀物サイロの建設、 この「近代化」基金の積立は、 (表3)を出す方式で実施された。拠出金の額は、一般 四二年七月一日より、製 製粉協会(大型製粉 バラ買受のばあい 主な任務は、製 (3)合理化施設の 協同組

○億円余りが積立てられる予定である。どして、近代化実施期間の昭和四二年から四六年までに総額二

工場の支出額は以前と変らない。ている。しかし、積立金分だけ原麦価格は引下げられたため、ている。しかし、積立金分だけ原麦価格は引下げられたため、相当する金額は政府から原麦購入時に同時に支払うことになっこの積立金(先の外に国内産麦生産奨励金などがある)額に

ら七○年九月までの廃業工場には、日産設備能力トン当り二○当高く、積極的な廃業促進策といえる。とくに六九年一○月かかし、廃棄見舞金は、近促法実施前の割当枠売買価格よりも相かし、廃棄見舞金は、近促法実施前の割当枠売買価格よりも相かし、廃棄見舞金は、近促法実施前の割当枠売買価格よりも相かし、廃棄見舞金は、近促法実施前の割当枠売買価格よりも相かし、廃棄見舞金は、近に対する助成額は(表66)のとおりである。「近代化」事業にたいする助成額は(表66)のとおりである。

万円(通常一〇万円)が支払われる。

○○万円、工場新設に一、九七○万円、合理化施設導入に、三、○○万円、工場新設に一、九七○万円、合理化施設導入に、産業見舞金=-廃業促進費が七二%を占めている、四四年六月廃業工場数は今後増加するであろう(表55・57)。この積立金廃業工場数は今後増加するであろう(表55・57)。この積立金を業工場数は今後増加するであろう(表55・57)。この積立金を業工場数は今後増加するであろう(表55・57)。この積立金を業工場数は今後増加するであろ。大製粉資本配送資金の政府肩代り策である。

### (表53) 製粉会社の製粉振興会にたいする積立金 (トン当り円)

	積	立	種	目		67年7月1日より	68年7月1日より	69年7月1日より
1	近	代	化	基	金	20	20	20
2	パ	ン	対	策	費	41	· _	_
3	生	産	奨	励	金	178	133	200
4	同	倉	加	算	金	25	25	25
(5)	バ				ラ	125	125	
6	専	増産	用	共 通	枠	300	300	300
7	M	4		積	立	170	340	510
8	H	•	W	積	立	175	350	525

(注) パン対策費は、外麦値上げにともなうパン価格値上げ抑制費(68年廃止)。生産奨 励金は、国内産麦の管理改善対策(契約栽培)実施に件う生産奨励金。同倉加算 は、工場付属の政府指定倉庫から同工場が買受けるばあいの積立金。バラは、原 麦をバラで購買するばあいの積立金(69年7月より200円となる)。専増産用共通 枠は,ハード・ウインターのH.P.(High Protein 13%以上) 購入時の積立金。 M4積立は, 皴専問工場がマニトバ4号を購入するばあいの積立金。H.W.積立 は皴専門工場がハード・ウインターを購入するばあいの積立金。各工場は該当種 目の積立をおこなう。

### (表54) 製粉企業近代化資金積立状況

 $(66.7\sim69.6)$ 

	一般製粉用近代化積立	172,766,369円
	バ ラ 積 立	719,620,075
近代化積立	同 倉 積 立	51,080,505
	専 増 産 共 通 枠 積 立	156,156,528
	小計	1,099,623,477
	M 4 積 立	75,814,666
	N. S. W 積 立	4,584,791
一元化積立	H. W. 積 立	185,203,822
	小計	265,603,279

### (表55) 近代化資金支出状況

(69.6月まで)

	助 成 項 目	対象工場数 金額(円)
	適正生産 方式 工場 新 設 助 成	5 19,752,900
	臨海共同穀物サイロ 建 設 助 成	
一般近代化	合理化施設 導入 助 成	81 50,862,700
	廃 業 見 舞 金	78 223,221,200
	小 計	293,836,800
_	元 化 助 成	23 123,323,800
合	計	417,160,600

賃銀政策である。 の政府の製粉工業政策、低米価低 工場」能力を増加さすことが現在 地方、食品コンビナートなどで「海 ある。一方において廃業を促進し 育成、大資本「海工場」 は中小企業の切捨て、 ○万円である。 近促貸付利用状況は一億四、 和四二年度中の、 特例」などの特別措置がある。昭 償却制度」「合併の場合の課税の 面では「中小企業の機械等の割増 特別貸付制度がもうけられ、 小企業金融公庫による近代化促進 要するに「企業間格差の解消 合理化設備導入については、 製粉工業部門の 中堅企業の の強化で 五〇

(116) 全国食生活改善協議会『食品 八ページ。

(117) 日本経済調査協議会『日本食

品工業』至誠堂、

昭和四一年一二

二二七ページ。

(表56) 近代 化助成額

1. 適正生産方式工場の新設にたいする助成

	100~200トン未満	200~350トン末満	350トン以上
合同・協業化によるもの	6,000千円以內	14,000千円以內	24,000千円以內
個別企業によるもの	3,000 //	7,000 //	12,000 "

- 臨海共同穀物サイロの建設にたいする助成 小麦収容能力トン当り1,400円以内とし、一施設当り7,000千円を限度とする。
- 合理化施設の導入にたいする助成 施設によって助成率は2種(単価×2.5%,単価×1.5%)ある。
- 4. 製粉部門を廃業するものにたいする見舞金の支給
  - 1) 昭和41年7月1日現在の日産設備能力にトン当り100,000円を乗じて得た額
  - 2) 昭和40麦年度の政府麦処理実積にトン当り1,600円を乗じて得た額 (製粉振興会『近代化助成事業について』昭和42年8月p.p.8~11)

### (表57) 「近代化 事業としての規模別廃業工場数

(69年6月末現在)

	企 業 数	設 備 能 力	見舞金支給額
20トン未満	49	296.0トン	32,481千円
20 ~ 50	20	554.1	71,877
50 ~ 70	5	282.6	47,188
70 ~ 100	3	222.8	55,523
100 ~ 150	1	113.3	16,152
150 ∼ 200			
200トン以上			
<del>}</del>	78	1,468.8	223,221
	1	1	

(118) 『食品工業白書』ニー三ページ。 戦後の日本製粉工業(下)

(119)『日本の食品工業』ニニ八ページ。

(120)(121) 『食品工業改善合理化研究会検討資料』(コンピ ナート 部会 「C食品工業コンビナートについての問題点」の部)昭和三九年九 同右、二三三ページ。

〔122〕食糧庁食糧品工業構造改善対策室『食料品工業の前 進 月一八ページ。 の ため

(123)に』昭和三八年、四三ページ。 『食品工業改善合理化研究会検討資料』一七ページ。

(124)『食品工業白書』二三五~二三七ページ。 (127)『小麦粉製造業中小企業近代化基本計画説明資

(125)

(126)

### び

は約

るであろう。

業=米作との対立をますます強め、外国市場への進出を意図す

の整理、独占製粉資本「海工場」強化の政策であった。 編政策であった。それは、原料の外麦への編成替と、「山工場 減少している。こんごその数はさらに減少するであろう。 四、〇〇〇工場あった。しかし、昭和四三年には三八五工場に 急速な減少を特徴づけるものは、従属的国家独占資本による再 統計にあらわれている製粉工場のみでも、一時 この

入れ体制を強化している。これは戦後日本独占資本主義がアメ がら、他方では「食品コンビナート」を建設し、外国農産物受

現在政府は、一方において「古米」と稲作削減を問題としな

^カを頂点とする 帝国主義体制の 一環に 組込まれ 再編強化さ

戦前の国内の前「近代」的農業生産関係と植民地農業を利用し ともに、 たであろう国家資金を工業部門にまわすことを可能ならしると 外国農産物に依存しての食糧政策は、国内農業開発に必要とし れ、その余剰農産物市場とされたことに規定されている。 「成長」を容易ならしめた。それとともに、食糧基盤として、 農業部門から 労働力を 折出しての 重化学工業中心の

放経済体制」に備えて、さらに生産力と独占度を高め、国内農 価低賃銀政策の実現機関として再編されてきた製粉工業は「開 働の矛盾をより鮮明ならしめる。余剰農産物を前提とする低米 した。それは国内収奪機構を、より「近代化」し、資本対賃労 構造によるところの低賃銀政策による輸出力強化政策を必然化 である小麦、しかも「先進国」からの小麦、に依存しての食糧 ての低米価低質銀政策による輸出力強化策に代るに、国際商品

(一九六九・一〇・一五)